

議 事 日 程 （第 1 号）

平成25年3月5日（火曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 例月出納検査結果報告
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 一 般 質 問
- 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
 専第1号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第10号）
- 日程第7 議案第1号 東白川村道の路線廃止について
- 日程第8 議案第2号 東白川村道の路線認定について
- 日程第9 議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定同意について
- 日程第10 議案第4号 美濃加茂市・加茂郡七町村障がい者自立支援認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約について
- 日程第11 議案第5号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第6号 東白川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第7号 東白川村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第8号 東白川村民の歯と口腔の健康づくり条例について
- 日程第15 議案第9号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第10号 東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第11号 東白川村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例について
- 日程第18 議案第12号 東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第19 議案第13号 東白川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 日程第20 議案第14号 東白川村道の構造の技術的基準を定める条例について
- 日程第21 議案第15号 東白川村高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例について
- 日程第22 議案第16号 東白川村道に設ける道路標識の寸法を定める条例について
- 日程第23 議案第17号 東白川村準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
- 日程第24 議案第18号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

て

- 日程第25 議案第19号 東白川村営住宅等の整備基準を定める条例について
- 日程第26 議案第20号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第21号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第11号）
- 日程第28 議案第22号 平成24年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第29 議案第23号 平成24年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第24号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第6号）
- 日程第31 議案第25号 平成24年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）
- 日程第32 議案第26号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 議案第27号 権利放棄について
- 日程第34 議案第28号 東白川村議会の議員の平成25年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第35 議案第29号 東白川村常勤の特別職職員の平成25年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第36 議案第30号 東白川村教育長の平成25年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第37 議案第31号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第32号 東白川村定住促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第33号 平成25年度東白川村一般会計予算
- 日程第40 議案第34号 平成25年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第41 議案第35号 平成25年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第42 議案第36号 平成25年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第43 議案第37号 平成25年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第44 議案第38号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第45 議案第39号 平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員（7名）

1番	村 雲 辰 善	2番	桂 川 一 喜
3番	樋 口 春 市	4番	服 田 順 次
5番	今 井 保 都	6番	安 倍 徹
7番	安 江 祐 策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	安江 眞一	教育長	安江 雅信
参事	安江 弘企	総務課長	松岡 安幸
会計管理者	安江 誠	村民課長	安江 清高
産業建設課長	小池 毅	教育課長	安江 良浩
国保診療所 事務局長	安江 宏	監査委員	安江 正彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	今井 修輔
-------------	-------

◎開会及び開議の宣告

○議長（安江祐策君）

ただいまから平成25年第1回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江祐策君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 樋口春市君、4番 服田順次君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（安江祐策君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月15日までの11日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（安江祐策君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成25年3月5日、東白川村議会議長 安江祐策様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく安倍徹。

例月出納検査結果報告。

平成24年11月分、12月分及び平成25年1月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成24年11月分、12月分及び平成25年1月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成24年12月26日、平成25年1月29日及び2月26日。

3. 検査の結果 平成24年11月末日、12月末日及び平成25年1月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上です。

○議長（安江祐策君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（安江祐策君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件についての趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 服田順次君。

○議会運営委員長（服田順次君）

議員派遣の件。

平成25年3月5日。次のとおり議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員。

1. 中学校卒業証書授与式、青少年の健全育成に資す、中学校、平成25年3月8日、議員全員。

2. 消防団入退団式、消防団活動の活性化と防火防災に資す、はなのき会館、平成25年3月10日、議員全員。

3. 小学校卒業証書授与式、児童の健全育成に資す、小学校、平成25年3月25日、議員全員。

4. みつば保育園卒園式、園児の健全育成に資す、みつば保育園、平成25年3月28日、今井保都議員、安倍徹議員。

以下、次のとおり議長決裁により議員を派遣したので報告する。以下朗読を省略しますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分につきましては承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（安江祐策君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

3番 樋口春市君。

〔3番 樋口春市君 一般質問〕

○3番（樋口春市君）

今回は、空き家への対応について質問をさせていただきます。

村の空き家について、過去に質問をされていたがありますが、今回はこの件について質問をさせていただきます。

現在、村において非常に多くの空き家が点在をしております。現在、村全体で143軒の空き家があるということでございます。このままの状況で放置されていることは、今後、住むことさえできなくなることはもちろん、非常に危険を伴うことになるものと思います。ともに村の景観が損なわれていくものと思います。現段階で、少しでも手を加えれば、十分に住むことができるものもあるように思います。

こうした空き家を人口対策につなげていけるように、今後、村が空き家を先行取得して紹介していくことが必要だと思います。現在放置されている空き家で、老朽化したものについては、台風などの風で物が飛ばされそうな危険なものもあるようですし、児童・生徒が近寄り危険な状況なところもあるようでございます。近隣の住民からも不安の声が上がってきていますが、こういった状況を十分に認識されていますか。

美しい村にふさわしい景観を保つために、持ち主への指導も含め、やむを得ない物件については村で村費を充てても景観を重視する必要があると思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

樋口春市議員にお答えを申し上げます。

空き家対策については、議員御指摘のように村内に点在し、使用可能なものから景観を損ね危険なものまで存在することは十分承知いたしております。

空き家はそれぞれに持ち主がありますので、取得が可能なのか、賃貸が可能なのか、取り壊しに困っておられるのか、これを調べることから今年度始めようと考えております。

議員御存じのように、25年度から地域おこし協力隊を募集しておりますので、空き家と同時にそれに付随する農地についても細部調査を行い、村づくりに生かせるかどうかを判断してまいりたいと考えております。それにしても手間がかかると思いますので、1年間を予定しております。その後空き家対策の条例などを制定して、活用できるものは活用してまいりたいと思います。

いずれにしても、持ち主の理解の上で行いたいと思っております。

全国では、空き家の撤去する条例など制定した自治体がありますので、係からその点については報告をいたします。

○議長（安江祐策君）

参事 安江弘企君。

○参事（安江弘企君）

今、村長のほうから話がありました全国での空き家の撤去をする条例の制定の状況でございますけれども、資料につきましては国土交通省が各都道府県へ聞き取りをしたものでございます。全国で138自治体が制定をしております。

岐阜県では、飛騨市が平成23年4月1日から実施をしております。制定をしております138の自治体の中で、条例の中に盛り込んでおるもので勧告をするものが119、命令が102、公表をするものが87、それから罰則の規定を設けているものが16、それから行政代執行を行うものが50というような状況でございます。飛騨市については、勧告、命令、公表の内容を条例で定めております。

〔3番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

現在、空き家で非常に危険な状況にあるというものも調べられていないという現状なのかなあとこのように、現在の説明を聞いて思いました。

この村の中に、特に民家の密集したところ、あるいは道路に面したところ等の非常に危険なところにどれだけの老朽化した空き家があるのかということもきちんと調査をしていただいて、住民の皆さん方が安心して暮らせるような景観をつくっていただきたいということを特に思うわけでございます。

先ほども議長の挨拶にありましたように、先日、新聞報道で高齢化率が発表されて、この東白川

は40.4%という高い数値が示されたわけでございます。今後も、恐らく空き家がふえてくることが予想されます。

そうした中で、24年度に引き続いて村長は25年度も人口減少に歯どめをかけるというスローガンを掲げられて、今度25年度も木曾渡住宅、定住促進住宅を建設予定されておりますけれども、この程度の人口対策では、とても人口減少に歯どめをかけられるようなものではございませんので、例えば先ほども申し上げましたように、空き家の中で非常に程度のいい空き家もあちこちで見受けられます。こうしたものも、この村に親族の方が住んでみえるものばかりではございませんので、何とか御了解をいただいて村が買い上げて移住していただくような、移住世帯を募集していただいて月々賃貸料1万円程度の思い切った施策を講じていただくと。

そうすれば、恐らくこういった環境のいいところで子育てをしたいという方も多くおられると思いますので、そういった思い切った施策を講ずるお考えがあるのかどうか、再度お伺いをしたいと思えますし、老朽化した建物についてはさまざまな問題もあろうかと思えますけれども、やむを得ないものについては、やはり景観を守っていくためにも、村が村費を充てても整備していくというふうなひとつ努力を図っていただきたいと思えますので、現在この村の中に老朽化して非常に危険な建物というものも全然調べてないのかどうか、この点も再度お伺いをしておきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

村内の空き家については、数も調べましたし、どこが空き家であるかということはわかってはおりますが、ただその空き家について、管理者が誰であって、どのような考えで、持ち主の考えというのは全く調査をしておりません。持ち主が夏場だけお使いになっておられる、時々見えるよという近所の話は聞いても、じゃあそれをどうするというふうに考えておられるのか、売ってくださいと言えば売っていただけるのかどうか、貸してくださいと言えば貸していただけるのかどうかも定かではございません。

また、とても住める状態ではないと思われるものも持ち主があるわけでございますので、勝手に取り壊すわけにもまいりませんので、ことし本腰を入れて、その空き家一つ一つをどのような方がどういう管理をしておられて、将来どういうふうにされる予定であるか、これをまずお聞きして、それによって村が対処してまいります。

これは程度がいいから売ってください、誰かに貸しますと思っても、なかなかこれは都市へ出ておられる家族の方が夏だけ使ってみえる、そういう家が現在ではたくさんあるわけでございますので一概には申し上げられませんが、貸していただけるものは借りて、現在村が借りて使っているのも二、三軒あるわけですが、こういう形にできれば、村が新しいものをつくらなくても安い賃貸料で借りていただけるということが非常に有利な使い方であると思えますので、議員御提案のように、よく調べまして、そしてできるものは買ったり借りたりして活用をしてまいりたいと思つて

おります。

特に景観を損ねるような、もう取り壊すほうがいいんじゃないかと思われるようなものについては、十分御相談を申し上げて、取り壊しも費用がかかりますので、それを村が支援するのかどうか、これまた議員の皆様方に御相談を申し上げてまいりたいと、こんなふうに思っておりますので、どうか今後とも御指導をいただきますようお願いをいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

ぜひとも人口対策を含め、村の景観を守るためにも努力していただきたいと、住民の皆さん方が本当に安心・安全に暮らすことができるような努力を図っていただきたいということをお願い申し上げます。できる限り1年間、余り1年丸々かけるのではなくて早急に御決断を、検討をしていただいて対処いただきたいと思いますので、お願いを申し上げます。質問を終わらせていただきます。

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

〔5番 今井保都君 一般質問〕

○5番（今井保都君）

それでは、正念場に来ている人口対策について質問をいたします。

村の人口対策は、ここ数年の間に本腰を入れないと取り返しがつかない状況になると考えられます。村では、人口減少を食いとめるためにいろいろな施策を実施されておりますが、その成果はいま一つ目に見えるものがなく、決定的な施策がないのが現状です。

今のままでは、1つ、高齢者比率が高まり限界集落化がさらに進んでいく。2、村の財政悪化が加速する。3、空き家がますます増加する。4、村全体の労働力が低下し、山林、農地の荒廃が進むなどなど厳しい状況であります。

村を活性化するのに一番求められるのは、村の事業計画や行事を積極的に率先して実行してくれる人、あるいは自発的に事業計画を立て農林業や商工業に従事する意欲のある人たちだと思います。これらの人が多くなるように、人材を育成することが必要と存じます。私は、村の人口対策に貢献してくれるのは子供たちだと思います。

そこで次の提案をいたします。

村の青少年の人口が、平成22年には15歳から19歳までの男子が32人、女子が37人になります。この69人の3分の2以上が中学生だと思われ、残りの人が高校生とした場合、この人たちはほとんどが就職や進学で都市へ出てしまい、その後何人ぐらいの人が村に帰ってくるだろうか。村の人口が減少する中で若い人たちが減ることは、山林、農耕地、景観の荒廃と空き家の増加に拍車をかけることとなります。

これらを食いとめるための一つの手段として、家の後継者となる子供の何人かの進学する学費を

村で負担し、卒業後は必ず村に帰ってきて家業に従事する、あるいは村で生活基盤を持つようにして就職することを約束する。また、村の将来を見据えて、財政が許せば、村の財政力を高めるために、将来村の行政に携わる人材を選抜して、その子の学費を村で負担し人材を育成して、村へ帰ってきてもらって働いてもらう、これらの事業が村を背負っていく人材を育てることになると思います。

即効的に人口をふやすことは非常に難しいので、長期にわたり少しずつ後継者を育成していくことがよい結果を生むのではと思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今井保都議員にお答えを申し上げます。

議員御指摘の人口対策は、今実行しなくてはならない政策であり、日夜考えておることです。今井議員が言われるように、即効的に人口をふやすことは難しく、長期にわたり少しずつ進めていくのが大切であると、私もそのように考えております。

議員提案の奨学金制度も一つの考えかとは思いますが、将来ある子供たちでございます。支援はしても、卒業後のことは別のものと考えております。中学校を卒業して進学する子供たちが1人でも多く東白川村で過ごせるように、高校生の通学と医療の支援を平成25年度から拡充いたします。この村で生まれ育った子供たちは、東白川村をいつか思い出してくれるものと信じて、支援をしてみたいです。

私たちの務めは、山紫水明の美しい村を持続可能な村として守っていくことと考えております。また、高齢化比率のこと、これは65歳以上の高齢化が40%を超えたということでございますが、これは我々が合併をしなくて単独でここにいるという、村が存続しておるということのあらわれであります。高山市、その他の市が大きく合併をし高齢化比率は下がっておるわけでございますが、私たちの村は美濃加茂市と定住自立圏を維持しながら、自治体は違いますが、これ全体で見れば高齢化比率はそんなに高くないはずでございます。こういうこともございますので、一概に数字だけがひとり歩きをするということはどんなものかと、こんなことを考えておるところでございます。

いずれにしても、美濃加茂市まで通勤しておる人もあるわけでございますし、その辺は一つの自立圏として今後ともやっていかななくてはならないと、こんなふう考えております。

平成25年度の子育て予算の内訳、高校生支援については係から説明を申し上げます。

○議長（安江祐策君）

教育課長 安江良浩君。

○教育課長（安江良浩君）

それでは、教育委員会が所管します子育て支援と高校生支援について説明します。

初めに子育て支援ですが、3歳児から5歳児までの通常保育のほかに、地域の保育需要に応じてゼロ歳児から3歳未満児に対して、子育て支援室を中心に次のような保育を行っています。

初めに、地域ぐるみで子育て支援策として、安心して子育てができるように、子育てママやこれからママになる方を対象に、家庭訪問や子育てサークル活動や交流会を実施しております。また、NPO法人青空見聞塾が行っています「ムクハウス」での学童保育事業に対して補助金を交付しております。

また、延長保育、それから土曜保育の継続をしております。また、待機児童を出さないために、保育士の確保と保育士の適性配置に努めてまいります。なお、子育て支援に要する費用でございますが、人件費を含め約1,170万円ほど計上させていただきました。

続きまして、高校生支援でございます。平成25年度から新しい高校生支援事業について、説明をいたします。

まず事業の目的ですが、人口対策と地域活性化の促進のため、自宅から高校へ通学する生徒のほか、下宿、アパート、寮から通う自宅通学生徒にも支援いたします。

内容は次のとおりです。

まず、補助対象者は全ての高等学校へ通学する高校生の保護者とします。まず1つ目として、自主運行バス等を利用して通学する高校生につきましては、従来、月額5,000円を支給しておりましたが、1カ月の定期代全額を支援いたします。2つ目として、自家用車等を利用して通学する高校生につきましては、月額1万円を補助します。3つ目としまして、下宿、アパート等から通学する高校生につきましては、月額5,000円補助します。

予算額としまして、自主運行バス等を利用して通学する高校生につきましては約200万円ほど、それから自家用車等を利用して通学する高校生に対しては120万円、それから下宿、アパート等から通学する高校生につきましては約310万円ほどの予算を計上させていただいております。合わせて、高校生支援につきましては630万円ほどの予算を計上させていただきました。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

今までにさまざまな人口対策が予算化されて、組み込まれております。25年度も、今説明がありました予算も人口対策につながると私も思います。

そこで村長に、人口対策の施策として、もうこれで十分だというふうにお考えなのか、いやまだまだ不十分だとお考えなのか。もし不十分であるとすれば、今後どのようなところに力を入れていきたいのか、その辺をまたお聞きします。

それから、ちょっと教育長にお伺いします。

子供たちのために村が取り組んでいる事業を子供たちがどのように受けとめているかはわかりかねますが、村の事業を感謝する気持ちを持っていただければ私も幸いかなあとと思います。

そこで、ソフト事業で、ふるさと教育ということで、学習を通じて地域を学び、ふるさとを愛し誇りに思う、こういった心をもっと育ててもらいたいというふうに私個人は思うわけですが、その

辺のことを教育長、ちょっと2点伺います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

子育て支援について、今係のほうから説明をいたしました。医療費も高校生まで無料といたしております。25年度これだけやったから、これで十分だというふうには思っておりませんが、何がどれくらい足らんのかは今後の問題でございますが、これも財政との関連もございまして、子育て支援、人口対策を重点的に考えていく、今後ともそこに力を入れていくということはお約束できると思いますが、何をどうするかということは、きょうでは25年度の予算が目玉になっております。

こういうことで、今後、何がまだ不足しておるのか、不足しておることが多いとは思いますが、何せ全部これで完璧というわけにはなかなかまいらないのが現状でございますので、また今後とも御指導をいただきたいと思っております。

○議長（安江祐策君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

ただいまの御質問ですけれども、さまざまな子育て支援ということで、子育てに対するいろいろな手だて、それらと相まって、議員おっしゃいましたように、村の子供たちがふるさとへの愛着ですとか、それから東白川村を誇りに思う気持ちを持って成長してくださることは、今おっしゃいましたように非常に大切な部分というふう考えております。

これらのことにつきましては、家庭とそれから学校と地域で子供たちがさまざまな学業や体験の中で身につけていくことというふうには思っております。学校では、おっしゃいましたようにふるさと学習や総合学習を中心として、地域の皆様にお世話をいただきながら村のことを学んだり、村の生い立ちや村の将来を考える機会を設定いたしております。

それから地域では、子供会活動やPTA活動と合い交えながら、さまざまな伝統行事ですとか資源回収等々を行う中で、さまざまなことを体験し考えていくものというふうには思っております。それから、地域の皆さんとのかかわりを家庭の中でいろいろと親子で話し合ったり、同じ作業やボランティア活動をしてくださることでさまざまな成長に必要なことを身につけていくというふうには思っております。

今後も、東白川村の子供たちが地域を愛しながら、それから地域の方々にお世話になっていることに感謝の気持ちを示されるようなさまざまな体験活動を続けてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再々質問、5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

村長から今答弁をもらいました。村長の任期中は、もうこの人口対策が最重要課題であるということを感じましたので、村長、その辺はもう一度決意というか、その辺をはっきりと村民に訴えてもらいたいなあとというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

そのように考えております。人口対策が一番であると。予算の説明はまた細部いたしますが、いずれの予算も人口対策につながるものが多いと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

〔2番 桂川一喜君 一般質問〕

○2番（桂川一喜君）

村内外の多くの葬儀に参加する機会がふえ、そこで喪主と亡くなられた方が同じ住所にいない方、それから遠くに離れている方の葬儀等にも多く立ち会いまして、そこでいろいろ考えましたところ、その人の人生が同居であるがゆえに幸せだったのか、同居でなかったのが幸せだったのか等を考えておりましたところ、我が村において同居されてなくて、喪主、家族の方が村外に住まわれている方の人生とはどうだったのか、ふと思いをめぐらしたところ、次の質問等を考えさせていただきました。

その中で、一つのテーマの中にありますのは、村外に住まわれている家族というのは、うちの村にとって失われた財産なのか、それとも逆に村の外に向かって多くの財産がふえていっているのか、このあたりをテーマとして以下の質問を考えさせていただきましたので、よろしく願いしたいと思います。

人口減少はさまざまな要因を引き起こしています。少子・高齢化、限界集落、それらの言葉が地域の崩壊の危機感をあらわし、その対策に翻弄されている毎日です。

人口減少の原因としてはいろいろなことが言われていますが、その一つに家族形態の変化が上げられると思います。親子の同居が基本とされていた家族形態が、核家族化により親子が別々である形態に変化してきました。都市部で始まったその流れも時代とともに郡部にも浸透し、この村においてもその例に漏れない状態になっています。行政区域が山村にある我が村は、子供の別居先として選択される可能性が極めて低く、結果として人口の減少という現象を招いてしまっています。

人口が拡散して都市部に広がってしまった対策として、定住自立圏構想や事務組合などの施策を通じて問題解決に当たっています。生活圏を行政区域だけにとどめないで、大きな範囲で捉えるという発想によって利便性や効率化を図るのに成功しているものと思われまます。

人口の拡散により地域が崩壊していくのと同じように、家族も崩壊していっていると思われがちですが、果たしてそうでしょうか。決してそうではないと思います。交通の便、情報の多様化が進んだ昨今では、離れていても一定の家族のきずなが維持されているように思われまます。

地域の集合体としての村を考えると、人口減少はそのまま村の弱体化を招くイメージになります。しかし、家族の集合体とし村を考えたときには、まだまだ村は強い体質を維持できているものと希望があるように思います。それどころか人口拡散、すなわち家族が広域に拡散している、なおかつ都市部より家族のきずながかえってうちの村のほうが強いであるかもしれない、そんなことを考えていたときには、その家族の拡散というものがかえって武器になっているのではないかと、そういうふうを考えてみました。

そこで、家族の広域化を意識した施策が必要であり、村のさまざまな問題を解決していく糸口がここにあるのではないかと考えました。例えば、村では毎年8月13日に、独居や高齢世帯の親と離れて暮らす家族の会という事業が行われています。これなどは、まさにそのいい例ではないかと思えます。

村長に、まずこの例のような家族の広域化を意識した事業を、産業、教育、その他多方面にわたって考えていかれるつもりがあるのかどうかをまず先に伺います。

それとは別に、何かの例がないとこういう話もわかりにくいと思いますので、広域に広がった家族を行政に活かしていく具体例の一つの提案としまして、先日、保育園の改修に有効利用されましたふるさと思いやり基金ですが、その財源であるふるさと納税をしようとする人がなかなかふえていません。

ふるさと納税の仕組みや方法が十分理解されていないことも問題だと思いますし、そこで村外に広がってしまった家族に向けて、ふるさと納税の仕組みですとか手続方法をもっとわかりやすく広報していくということがまず一つの提案といたします。

そのほかにも、多くの自治体でふるさと納税に対しての特典というものが設けられておりまして、それがよく周知されているがゆえに納税をふやすことに成功している自治体もあります。うちの村ではそうした特典があるのかないのかもはっきりしていませんが、あるといたしましても、それがしっかり周知されているとは思えません。

それで、家族の広域化を生かした施策の一つとして、そのあたりも考えていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。以上で質問を終わります。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

桂川一喜議員にお答えを申し上げます。

議員御指摘のように、人口減少や高齢化も家族の広域化と捉えるなら救いもございませぬ。いつも岐阜、中京、東京と東白川村村人会に出席して考えることは、出席者の東白川村に対する思いの強さは村に住む人以上でございませぬ。しかし、村人会の人数は残念ながら減るばかりでございませぬ。貸し切りバス状態、こんなふうになっております。

そこで、多分今年度からできると思えますが、うちのホームページでもぜひ宣伝をしていただきたい、こんなお話も伺っております。今の村人会へ入っていない方々、貸し切りバスに乗っていない

い東白川村出身者も、ふるさとへの思いや残した家族への思いは同じだと考えております。この元村民へのきずなをどうつなぐかが鍵だと思っております。空き家対策でも、元村民へのアプローチは欠かすことはできませんし、村に住まなくても準村民になってほしいぐらいでございます。

議員御提案のように、ふるさと納税や各種イベントなど、きずなをつなぐ方法を考えていかなくはならないと思っております。家族の広域化ということは前々からのことでございまして、これを意識した事業を拡大することは大切であり、大賛成でございます。

本年度、空き家の細部調査をすると先ほどお答えを申し上げましたが、空き家の持ち主は全員元村民であり、この方々とそれぞれ接触し調査をしたいと考えますし、空き家の調査だけでなく東白川村に対する考えも調査はできるものと思います。また、両親を村に残し都市で生活しておられる方々の考えを伺う方法も研究しなくてはならないと思います。

今後とも御指導いただきまして、ふるさと納税その他、村はこの村だけにとどまらず、この村から出ていった方々とも一緒になって村づくりを進めてまいりたい。その中心になるのが、我々村に住んでおる者というふうに考えてまいりたいと思っております。

ふるさと納税の現状は、係から説明をいたします。

○議長（安江祐策君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

そうしましたら、ふるさと思いやり基金への御寄附の現状について御説明をいたします。

東白川村では、平成20年度から国の税制改正でふるさと納税制度が導入されたことを受けまして、ふるさと思いやり基金条例を制定して、村人会を初め東白川村応援団の皆様に御寄附をお願いしているところでございます。

今までいただきました御寄附の状況につきましては、平成25年の2月末現在で延べ93名の方から629万円の御寄附をいただいております。

平成23年度の県内の市町村の御寄附の申し出状況調査というのがございまして、その結果資料で確認をいたしますと、東白川村は近隣の市町村よりも多くの御支援をいただいているようでございます。

活用のほうでございますが、平成21年度に村をPRする機器ということでプロジェクターを整備させていただいておりますし、22年度には鮎ヶ瀬公園の植栽をさせておっていただきます。

今年度は、ただいま議員のほうからお話がありましたように、みつば保育園の未満児室の改修に活用させておっていただくところでございます。

御寄附をいただいた皆様へのお礼としましては、平成22年度に特産品進呈要項というものを制定しまして、現在は2万円以上に御寄附をいただいた方に、寄附額に応じまして特産品の進呈を行っています。

ふるさと納税制度につきましては、東白川村応援団を育成していく有効な手段であると認識していますので、今後とももっと特色ある制度になるように改善を研究していきたいと思っておりますし、P

Rのほうにも取り組みたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと補足になりますが、ふるさと納税制度を御活用いただく場合の注意点がござひます。それは税額の控除のほうに上限があるという点でござひます。

計算式は若干複雑になりますが、おおよその目安で、住民税の所得割額の1割強が税額控除の上限となっております。給与収入700万円の方ですと、大体3万5,000円から4万5,000円程度の寄附額が控除の対象の上限となりますので、それを超える額についてはふるさと納税制度の恩恵がないというようなこととなりますので、ちょっと補足をさせていただきます。以上でござひます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

ただいま村長さんの答弁におきましては、非常に心強い御意見をいただきまして安心しているところですが、この質問を考えたもう一つの趣旨の中に、このたび政権交代をされて全国のムードが非常によくなってきました。その前までは、日本はだめだ、もうだめだというイメージの中で景気も悪くなり、どんどん悪い方へ悪い方へと転がっていつています。

人口対策についても、議員になりましてこれで3年終わるところですが、とにかく東白川はだめなんだと、頭からだめだ、だめだという言葉がとにかく飛び交う毎日で、このままでだめであろうという数字の問題については、僕もばかではありませぬので把握しております。ただし、雰囲気の中でのだめさかげんと本当のだめというものが一致してしまつては、もうこれからどんどんみんなの意識が暗くなっていくだろう。これをどうしたらだめじゃないんだという意識に変えていけるかというところで、苦肉の策として、家族というものに目を向けたときにどうなのかということを考えてみました。

そうしたら、先ほどの村長さんの言われたことの中ですごく感動を受けた言葉がありまして、これから家族が大きく広がっていく、大きな固まりができていく中の中心に東白川がなればうまくいくんじゃないか。この中心に東白川がなれるというキーワードさえあれば、大きく広がってしまった家族の輪の中心が東白川にあるということがあれば、もしかしたら岐阜県、全国の中で一番の中心が東白川であるという恐ろしい考えにすらなれるような、何か明るい気持ちになりました。

ただし、今回の質問のもう1個の趣旨は、こういう考えは自分たちだけが持っていただけでは何の意味もなく、このことを全国に向かって発信して、それが皆さんが東白川を誇りに思つていける、東白川を愛していこうという気持ちになったときに初めて意味があることだと思ひます。

それで、私は今まで村については、広報の大切さに関してはずうっと申していました。なぜかという、イベントをやるにおいて、どんないいイベントを企画したところでしっかりと宣伝がなされていなければ絶対にイベントに人は集まりませぬ。だから、イベントの内容にお金をかけると同時に、広報にお金をかけるというのはイベントの成功に対しては必ず必要なことです。

これと同じように、今まで施策をいろいろ考えてやってみますが、それに対する広報がどうして

も不十分であるがゆえに、何回も質問、意見等を重ねてきましたので、きょう言われたことは非常に心強いことですので、今後これをどうやって村内外の方に広報していくかということにも、もう少し軸を踏まえてやっていっていただきたいと思いますので、これに関する御意見をちょっと伺いたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

桂川議員の御意見に、私も賛成でございます。

東白川村、私が言いますと自慢になるわけですが、本当にいい村であって、皆さんもそれぞれ頑張っておられますが、なかなか外へ向かってそれを宣伝することが少し下手かなあと感じております。何とかポジティブに行きたいということをごさいますして、いろんな方法を使って、美しい村であるとか、「つつちー」と「のこりん」であるとか、何とか東白川村を目立たせることを考え、東白川村がここにありということをご皆さんに知っていただき、そしてまた今おっしゃいますように、東白川村出身の方、新聞の片隅に東白川村という字を見ただけでもうれしかった、こんな話を聞くわけでございますので、今後とも我々のやっていることが、こういうすばらしいことをやっておりますということを知っていただくということが大事だと思います。

私も同感でございますので、今後、そのような形で進めてまいりたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再々質問、2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

先ほど一例として挙げましたふるさと納税に関してですが、正直なところ、ふるさと納税額をよく見てみますと、村の財政を支えるという金額までは実は至っていません。

ですので、逆にそれを目的とした場合にはどうしても何か空回りするような感じがしますので、ふるさと納税というものを気持ちの表明ということで、ふるさと納税をしていただくことで村と村外の家族とのきずなを強めるという意味におきましては、ふるさと納税の使用目的が現状では余りにも具体的な村の施策に使われ過ぎていきますので、それよりももっともっていただければありがたい。ありがたいからまたお返しします、お返しするからまたいただきたいというような、もっともって積極的な施策で、目的がきずなを強めるという方向にもう少しシフトしていただけると趣旨がはっきりしてくるんじゃないかということもちょっと思っていますので、その点について最後にお考えをお伺いして終わりたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

よくわかりました。目的、確かに大きな金額ではありませんので、もちろん役には立っております

すし、今回のみつば保育園でも立派なところができ、それだけでやっているわけではなくて予算も使っておるわけですが、皆さん方に、こんなこともできました。

そしてまたそのきずなを深めるという面で、先ほど申し上げました納税の利益にならない部分くらいを今まではお礼と村の産物の宣伝と両方を兼ねまして贈り物をしておりますが、これについてももう少しはっきりした、これだけの納税をすればこのぐらいは皆さんにお返ししていくというような面をもう少し打ち出してもいいかなあと、そんなふうに思いますので、今後とも御指導をいただきますようお願いいたします。

○議長（安江祐策君）

ここで10分間休憩を入れます。

午前10時41分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（安江祐策君）

休憩前に続き、会議を開きます。

6番 安倍徹君。

〔6番 安倍徹君 一般質問〕

○6番（安倍 徹君）

それでは、国の政策と村の将来ビジョンについてと、民生委員の関連でございまして、処遇などについて質問をいたします。

今まで7年間の安江村政は、小学校の改修事業を初めとして数々の総合計画に基づいた事業計画の推進をされてまいりました。それと、弱くなっていた財政の立て直しにも着手をされまして、財政調整基金の積み上げとふるさと思いやり基金などの新規の基金も創設をされ、結果、ほとんど枯渇しておりました基金も24年12月末で全ての基金を合わせまして9億を超えるまでに回復しております。まだ十分とは言えませんが、年々積み上がっている状況から、安定的な財政になりつつあると言えると思います。

一方、村の経済状況の変化は、デフレスパイラルによる販売価格の低迷、需要環境の変化によりまして、村の主要産品であった木材や白川茶などの農業生産物の生産意欲の低下となりました。農林業後継者の不足も起きているわけでございます。また、先に述べました需要環境の変化によりまして、建築や商工業も苦戦を余儀なくされているのが現状であります。

一方、人口がかねて予想されたように減少の一途をたどっておりますことから、村長は村の活性化の柱として人口の減少を何とか食い止めなければならないと、就任以来ソフト面で各種の助成や補助金、ハード面では低家賃住宅事業などを推進されてまいりました。

しかしながら、この人口はとめることができませんで、7年前2,808人であったのが388人減少いたしまして現在は2,420人となっております。世帯数も48世帯減少いたしまして、842世帯となっております。この人口問題については、全国の市町村、特に過疎の市町村がその対策に苦慮しているよ

うに、当村もなかなか特効薬的な政策に至らないのが現状であります。

この7年間を振り返ってこのようなことを申し上げたわけですが、さて議会では、今まで7人の体制になりましてから延べ92件、これは質問事項の数でございますけれども、わたる一般質問をしてまいりました。村民の高齢化ゆえの、村民からの意見要望が多くなっております。いわゆる少子・高齢化に伴う事案が質問内容になっておるわけでございます。

それを受けまして、村長は要望されたいわゆる比較的対応のしやすい各種助成、補助などの面では着実に実行をしていただいたのでありますけれども、きょうも質問に出ておりました根源にかかわる部門、どのように村を進めていくのかというような問題と、それから一番多かった診療所、これは議員の皆さんの中では一番多くの要望をいただいて質問に立たれたようでございまして、過去16回、同じような質問をいたしておりますが、その対策については、残念ながらまだまだ消化不良の面がありまして、なかなか具体的な施策、あるいは方向性も打ち出されておらないのが現状でございます。

さて、政権がかわりまして世の中はちょっと景気がいい方向に、デフレ対策を克服するためにインフレ対策をとられております。メニューの部分が示されまして、いよいよこれから実際に資金が地方へ循環する方向に徐々に向かっていくと思います。

そこで、問題点があるわけです。村として将来ビジョンのないところに予算を配分してもらっておるのに、どうやって使うのかという点でございます。

この来たものを消化するのが今まで多かったわけですが、いろいろなメニューを持っておる。農林業に対するメニュー、それから老人対策によるメニュー、これはできるできんにかかわらず、こういうことが今村に必要なんだという、いわゆる引き出しを多く持つことによって対応がスムーズにいくのではないかと私は思っております。

今までの村政、たくさん努力をされておりますが、ちょっとまだ努力の足りない部分も見受けられるところでございまして、この点の考え方について、今ビジョンは別にございませんので、考え方について村長のお考えをお伺いしたいと思います。

もう1点は、これも少子・高齢化にかかわる問題の一つではあります。民生委員さんの処遇についてお伺いをいたします。

東白川の民生委員さん10名、本当に努力をしていただいております。これは厚生労働省の民生委員法によりますと、これボランティアでございまして、給与は支払わないというのが10条にうたってございまして給与はなしということになっています。

民生委員の歴史を見ても、大正の6年か7年に岡山と大阪で始まったのが始まりと言われております。今から96年前ですか。この当時は、いわゆる家庭の状況が違うんですね。2代、3代にわたり同じ家庭に住んでおるといって状況でございましたけれども、現状はどうでしょうか。高齢者が160世帯、160人も独居世帯があるように、非常に村の環境も変わってきておりますと同時に、民生委員が7つの仕事を持っていますが、これにおんぶだっこする部分がどんどんふえています。

それで、民生委員さんの熱心になればなるほど自己犠牲をしなければ、これはできない状況が続

いておりますし、行政はこの民生委員さんのお仕事のなるがゆえに、これ非常に便利でございますので、土・日、いわゆる役所が休みのときにほとんど対応は民生委員さんがやっておられるというような状況です。

ここら辺のところで、毎年議員はこれ選考委員の一翼を担っておりますので、3年に1度の改革のところにお呼びをさせていただいてお願いするわけなんです、これなかなか受けていただく方もないということでございます。責任感を感じれば感ずるほど、これは至難な委員の組織でございますので、大変難しい状況になっております。

給与がないと言われても、県からの補助金、それに委員会に対する補助金は出ております。これもわずかなものでございまして、このガソリンの高騰する折、ガソリン代もないような状況でございます。

いろいろな法律の制約を受けております民生委員さんについて、村のとおられる対応についてお伺いをいたします。添付しております書類は、民生委員の活動状況でございます。これは私の思っていたよりも多くの活動をされておまして、これはつけ出された回数でございますが、実際にはつけ出しに及ばないものも数あるように聞いております。このような目に見えないところで、私たちの高齢化の村を支えていただいております民生委員でございますので、この辺のところの考え方を村長にお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

安倍徹議員にお答えを申し上げます。

東白川村の将来ビジョンについては、議員御指摘のように高齢化が進み、先ほどもありましたように高齢化率が40%を超えております。

高齢化率もさることながら、人口の減少が問題であり大きなテーマでございます。平成25年度予算においても、人口増にベクトルを集中し予算を立ててまいりました。子育て支援として、高校生の医療費無料化と通学支援、農地流動化奨励金の拡充、定住促進住宅の建設、地域おこし協力隊設置事業等、住みやすい村づくりに通じるものと考えておりますが、また詳しくは予算説明の中で申し上げますが、いずれにしても効果がすぐに見えないのが人口対策でございまして、先ほどの今井議員の御質問にもございましたように、なかなか今すぐというわけにもまいらない。

皆様方に御質問をたくさんいただいてまいりましたが、それによって一つ一つ努力はいたしておりますが、できていないということは本当に申しわけないと思っております。今後とも皆様の助言に耳を傾けながら、村政運営に努めてまいります。

それから民生委員の皆様には、高齢者や弱者が非常に多いということから、大きな仕事をさせていただいておると認識しております。今後、ますます民生委員の方々を頼りにする場面がふえるものと考えておりますので、25年度予算ではわずかですが増額をいたしました。

現在の民生委員の現体制と予算については、係から説明をいたします。

○議長（安江祐策君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

現体制、民生・児童委員、主任児童委員の担当地区から御説明をさせていただきます。

10名の民生・児童委員の方で、村全体を10地区に分けて分担いただいています。五加2地区、大沢、宮代、下野地区と柏本、久須見地区、神土が4地区になっておりまして、大口、西洞に平の1、2班を加えた地区、それから平の2班から11班までの地区、親田と中通下地区、それに神付、加舎尾を中谷と中通の上地区で4地区となっております。越原地区も4地区になっておりまして、日向、曲坂、それから陰地、栃山、黒淵、大明神ということで、それぞれ分担をいただいております。

また、2名の主任児童委員の方で村の全体の保育園児、小・中学生を御担当いただいております。任期は3年で24年度が中間期に当たります。25年の11月末が交代期に当たっております。構成は1期の方が4名、2期の方が4名、3期以上の方が4名ということでバランスがとれた格好で、今会長は大沢の今井政信さんにお務めをいただいております。

活動は地域における活動のほか、会議等への出席ということで、月例的に月1回ほどの協議会と県、地区等の関連団体で開催する研修会、それに村独自で行う研修を含めて年大体14回ほど出席をいただいております。このほかに保育園、小学校、中学校、その他村の各種団体、各種行事に御帯同をいただいております。

23年度の実績で、相談・指導件数は、住宅福祉関係から日常的な支援その他まで364件となっております。この数字は事務報告書の23年度の民生委員の活動のところに載っておりますので、また後ほどごらんをいただきたいと思います。

その内訳は、高齢者関係が254、障害者関係が11、子供関係が2、その他が97となっております。その他の連絡活動まで含めると、延べにしまして900日という活動日数になります。これを12人の方でまとめておっていただくこととなります。月当たりにしると、1人6.25件数になるかと思っております。

そのほかに予算関係では、24年度は37万円の予算で、25年度は改選期に当たる費用も含んでおりますので49万8,000円で、12万8,000円の増額で御提案をさせていただきます。

安倍議員のほうからありました県から支給される活動費のほかに、村から1人3万円の活動費をお支払いしておりますが、25年度は1人当たり5,000円の増額をさせていただき、予算提案をしておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

職務の範囲が年々広まっているというお話がございましたが、民生委員の皆さんには本当に御苦労をいただいておりますが、地域における民生の課題対象となる弱者等の困り事への対処がその範囲と考えております。その範囲は年々広がっておりまして、御指摘のように全国的に増加傾向にあります。その対処方法も含めまして、最近では社会福祉協議会から自治会長さんに福祉委員をお務めいただくよう、毎年度自治会長の初めての会議のときをお願いをしておっていただきます。地域における体制づくりに御協力を促しながら、地域全体で支える体制ということで御努力をいた

だいておるところでございます。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、6番 安倍徹君。

○6番（安倍 徹君）

村の取り組み方です。これからこの人口問題なんですけれども、村長は確かに細かいと言えば語弊があるかもしれませんが、失礼かもしれませんが、着実に対策は立てておられると私は思っております。

が、昨日も小学校、中学校の先生方もお話をしたんですけれども、もうちょっとたつと31人になるんですね、中学生が全学年で。これはもうわかっています。子育て対策や、それに随分力を入れておりますが、効果はその31人の方しかないという形でございます。いわゆるふえてはいないんですよね。こここのところを変えていかない限りは、何をやっても大体そのときのその場は取り繕うことはできるけれども、将来につながらないという形になるのではないかと思います。

そこで、泰阜村へこの前議会が訪問をいたしました。そこの村長さんはブログの中で、人口問題は私はちょっと御無礼をしますと。高齢者問題だけに特化をしてやりますというブログを書いてみえましたが、東白川980名、約1,000名の65歳以上、60歳以上を含めると1,500ぐらいですかね。3分の1を超えた人数が高齢者でございまして、次は団塊ジュニアの世代が老人になってまいります。

これ20年ぐらいの間で、この対策を怠ると大変なことになるわけでございます、人口対策を泰阜村の例で見ますと、ここに予算をかけこれを育てようとしておみえになっております。

これは人口対策には、介護をする方は若い方でございますので、当然、そこで人口をふやすことができます。近隣の市町村にこういう施設がございませんので、ちょっと考えた施設をつくれば、町村からも呼び込めると思いますし、通常、長期介護になりますと住所を移しますので、この辺のところは人口対策にはなると思います。

このようなものは、すごい大きなお金がかかりますが、このアベノミクスですね。これは規制改革もこの中に含まれております。アイデアを出してそれを取り組めば、それに当てはまる部分が出てくるかもしれません。

何が言いたいかといいますと、アイデアをとにかく常につくっておいていただきたい。農業に対してでもそうです。TPPの問題がございまして、小手先のそこらあたりにちいとばかり補助金をばらまくようなことでは乗り切れないと思うんです。やる気のある人たちの農地の集約化を図って、機械化をしてコストを下げるというのはもう絶対条件でございまして、この辺のところの発想を、今は必要ないかもしれませんが常に持つておること。

補助金は増額をされますと、職員の皆さん大慌てでメニューをつくられますが、これは企画課がかつてあったわけですが、企画課というような課がございまして、常日ごろそういうものを組み立てておる。できないことでも組み立てておるならば、対応は易くなるのではないのでしょうか。

現在補助金がないから、金がないからできないやと、それだけで事を済ませておっつは、私は進歩がないと思っております。これは先ほどお答えがなかったわけですが、病院問題でも一緒です。常に研さんをして討議しないところには新しい施策はできないんでして、何度もお願いをしておるように、病院問題に関しては話し合いをしてくださいということをお願いしておるわけでございますから、社長とそれから病院の事業所長ですね、院長さんですが、話し合いをして解決を、村民の要望はもう村長は百の承知でございますので、16回も質問しておりますので。一歩でも進んだ方向へ踏み出していただきたいと、こう思っております。以上。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

ただいま承りました御意見は今後に生かしてまいりたいと思っておりますが、係におきましては、東白川村の各事業、いろいろとメニューを持っておりまして、今回のアベノミクスにおいて要請を受けたところ、予算を出しましたところ、東白川村が一番多くの予算を出しまして、きのうですが、これが通ればよろしいんですが、通らなかった場合にどうするかということを考えております。これはまだ皆さんに、このようなことをやりますという発表はできませんので、一部予算の中へ入っておるものもあるわけですが、できればこれも入れまして、ちょっと大きな予算を出しましたので、大体の配分が本村に対してはこの程度ということになっておりますところですが、今後、お願いをしながら進めてまいりたいと思っております。

こういうことは係のほうで、前の政権、その前の政権からとんでもない時期に来るよということはおもう覚悟しておりますので、待ち構えておるものもあるわけでございます。

それから、病院についてのことでございますが、これは私、村長になりましてから、病院から診療所になりました。後退をいたしましてまことに申しわけないと思っておりますが、この診療所につきましては、もちろん所長とも、それから職員とも話し合いをしながら進めておりますが、病院であったとき以上の皆さんに満足していただくことができないというのが現状でございますが、この点についてはまことに申しわけないと思っておりますが、ことしの冬になりましてからも、だんだんとお客様も少しふえているようではございますが、なかなか抜本的な、病院がみんなに信頼していただけるような、いつでも診ていただきたいという御要望はわかっておりますが、御質問の中で実行できたことは休日診療と電話の相談くらいのことでございますが、私の目標としましては、診療所を存続していくということが第1でございますが、今にも医者が1人になってしまうというような場面になりますと非常に困るわけでございますので、そのほうに一生懸命力を入れておりますが、なかなか皆さんにここがよくなったと、こういうふうになったというようなことが見えないということは申しわけないことであると思っております。

村民の皆様のニーズは非常に年々高度になってまいりますので、総合病院のしっかり設備の整ったところへなるべく安易に行っていただけるように、病院連携を強化いたしまして、車のない方にはお送りできるような、そんな方策をとってまいりたいと考えておりますので、また御理解をいた

だきたいと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再々質問、6番 安倍徹君。

○6番（安倍 徹君）

確かに病院の問題につきましては、なかなか難しいものがあると思います。

既存の考え方でやりますと、多分できないと思います。新しい方法、メディアも取り入れた方法を考えるべきであろうかと思います。これは一つの例として、またこれ泰阜村なんですが、泰阜村診療所、24時間対応しておりますので、診はしませんけど相談だけ乗っていますね。この辺のところも勉強されまして、あれが全ていいとは言いませんけれども、うちよりはちょっと進んでおるかなあという感じをするわけでございます。この辺のところもひとつ勘考をしていただきたいと思います。

それから、村は先ほどの産業の関係で、村づくりというところでいろんなものをやっておられますけれども、これからはいろいろなまちの人たちの意見、あるいはコンサルの意見も出てくると思いますが、今までの例だと一過性に終わってしまうというところがあります。これは何か一方が欠けているから続かないのでありまして、これから村づくり、特にこういう状況になってまいりますといういろんな問題が出てくると思いますが、まちと田舎センスの違いというものをしっかり勉強していかなければならないと思います。

まちはスピードと説得力でございまして、これがセンスでございまして、田舎はやっぱり輪でございまして、そっちをうまく両方使わないと一過性に終わると言われています。そういうことを勉強しながら、これから活性化に進んでほしいなあと考えております。以上です。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

御意見はしっかり承りましたので、今後とも皆さんと話し合いの中で進めてまいりたいと思います。

○議長（安江祐策君）

1番 村雲辰善君。

〔1番 村雲辰善君 一般質問〕

○1番（村雲辰善君）

それでは、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

過疎化対策と遊休農地や耕作放棄地対策、それに伴う後継者不足の観点から、農業振興と新規就農者支援対策について質問と提言をさせていただきます。

昨今、集落の行事や集会、子供会やPTA活動への参加時に地域の将来が話題になることが非常に多くなってきました。これからの出生状況や集落の高齢化、農地の維持などについての話題では、

村民の皆さんの中でも日に日に過疎化の進行とその行き先に危機感が募ってきていることを肌で感じてきました。

この少子・高齢化から発生する弊害に対しては、早急に対応していくことも大切なことですし、さらに悪化する事態を予測して、時を先回りして手を打っていく必要性もとても大切なことでもあります。過疎化が進行しても持続可能な地域を実現するためには、まずは担い手の確保、育成が重要です。この村で安心して暮らすための糧が必要です。

そこで、今回は農業振興と新規就農者支援対策についてお尋ねをいたします。

農業従事者の高齢化や後継者不足、それに比例してふえる可能性の高い遊休農地や耕作放棄地、これらの打開策の一つとして、新規就農者を誘致するためにいろいろな施策を準備して、早急に実行していく必要があると考えています。

まずは1点目に、新規就農者支援対策から伺います。

若い後継者を確保して定着を促進するために、農林水産省が2012年度から新規事業として新規就農者総合支援事業が始まりました。この支援事業の柱となるのが青年就農給付金、45歳未満の新規就農者に対して、研修期間中最長2年、独立自営後は最長5年間について、所得最低保障として年間150万円を支給する制度です。

そのほかにも、新規就農者の経済的支援策としては、県では就農支援協力金事業、村では新規就農者定住促進事業推奨補助金があるようですが、現在の活用状況と今後の新たな東白川村独自の支援策も考えておられるのか伺います。

2点目に、全国新規就農相談センターの新規就農者の就農実態に関する調査結果によると、新規就農希望者の約3割が有機農業を希望し、新規就農者の2割以上の方が有機農業に取り組んでいるとの調査結果も出ているようです。新規就農者の有機農業への思考は極めて高い状況にあります。この有機農業を希望する3割の新規就農者をIターン、Uターンで迎えることで農業の担い手を確保して、若い世代の定着を図るための施策とすることも過疎化対策の一つの手段です。

また、同じ調査結果の中で新規就農時の家族形態を見ると、8割が配偶者を伴って就農し、その新規就農した中の8割近くの家族が補助的な手伝いもあわせて配偶者と一緒に農業に従事をしているようです。年代別に見ると、最も多い年代は30代、次に多い年代は50歳から60歳、50代です。こういった農業に関心を持ちIターンやUターンで新しく農業に取り組んでみようという家族、個人ももちろんですが、こういった家族をほかの自治体に先駆けて東白川村に誘致していくことは人口対策的にも大変重要なことと考えます。

そのためには、東白川村独自の経済的、技術的支援策を早急に準備する必要性を考えていますが、この点について村長のお考えをお伺いします。

3点目に、農業振興としてその有機農業の振興について伺います。

新規就農者の関心も高くなっている有機農業ですが、本村での農業政策での取り組みはまだないように思われます。この有機農業の推進に関しましては、2006年に国と地方公共団体が民間と協力して、有機農業を推進する責務を負うとした「有機農業推進に関する法律」ができ、翌年には国の

有機農業推進基本方針が出され、有機農業を推進する支援策も始まっています。

この有機農業推進法では、農業の持続的発展と環境との調和をうたい、農業者が有機農業に従事しやすくなるように国や地方自治体に施策を策定、実施する責務があると定めています。こういった背景と、新規就農者の有機農業への志向は極めて高い状況であること、そして村内に有機農業に取り組んでみえる方や取り組もうという情熱があることも考慮して、この有機農業を東白川村農業の一つの分野として施策的な育成と推進をしていく必要を提言させていただきますが、この点に関してどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

村雲辰善議員にお答えをいたします。

村雲議員の提言については、現在、東白川村の考えていることそのものであり、新規就農者によって東白川村の後継者不足を補おうとするものであります。4月から採用する地域おこし協力隊希望者とお会いして話を聞きました。5人が来てくれて面接をいたしましたが、いずれもしっかりした考えを持っておられ、選別が大変だと思っております。国へは、1人ふやして3名をお願いするように考えております。

議員が言われますように、うちの農業そのものに自然農法と申しますか有機農業を確立していく、現在でもやってみえる方が数名おられますが、こういう方々の指導のもとに有機農業をやるということは非常に大切なことであり、先日も大和田先生もそのようなお話をいただきました。

ぜひともこういうことを中心に東白川の農業を確立していきたいことに考えております。ぜひとも御指導をいただきながら、支援をしてみたいと思っております。いずれも大切なことでありますので、現在の延長線上でもう少し太くしてまいれば拡充してまいると、こんなふうに思っております。

最近の新規就農者の現状と村とのかかわり、東白川村の定住促進と新規就農について、現況に係のほうから説明申し上げます。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

最近の新規就農者の現状と村とのかかわりにつきまして、説明をさせていただきます。

村に対しまして、最近、県からの紹介という形で昨年10月ごろ、東白川村で農業を始めたいと言われる農家志望の方があり、県の農業就農塾制度との連携により村の塾長との間で農業研修の話が進行中でございます。その方は、平成25年3月から村営住宅に入居され、塾長の方宅で研修を行うという予定になっております。1年間の研修の後、トマト農家として村で定住、自立をしていきたいということで希望されてみえます。

それからもう1人の方ですが、黒淵で競売物件、これは家屋と農地つきの物件でございますけれ

ども、これの競売への参加資格の適格申請を農業委員会のほうへ申請され、ことし1月の農業委員会におきまして買い受け適格証明という申請に対しまして、白川町での実績、1年間国の農の雇用制度で実施をされたということが加味され許可を取得されております。競売につきましては3月中に行われる予定でございますが、入札されるかは現在不明でございますけれども、競落できれば村に移住して有機農業を行いたいという意向を持っておられます。

それから、東白川村の定住促進と新規就農についての現況につきまして説明をさせていただきます。

村では新規就農の施策といたしまして、1つは新規就農者支援事業を行っております。

1つは、新規就農者の研修補助金、これは月額6万円を8カ月間支援するというものです。それから、新規就農者家賃補助、こちらへ移られたときの家賃の半額を1年間支援するというものでございます。

それから、研修後定住自立をされる方につきましては、奨励金として60万円という支援を行っております。そして、耕作放棄地対策事業で農地流動化奨励補助金、これも25年度は拡充をする予定でございますが、こうしたことにより農地の取得についても支援を考えております。

県の支援につきましては、先ほどのあすなる農業塾を初めとする多くの機関による研修制度が用意されております。

それから、国の支援につきましては、先ほど申されましたように、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針で定められております担い手新規就農の確保と規模拡大ということで、先ほど申されましたような青年就農給付金、それからその方に農地を集めるための農地集積協力金、それから政策公庫資金などの借り入れに対する利子補給の支援、こういったものが用意されておまして、これらの組み合わせによりまして新規就農から自立営農への道のりがほぼ整備されております。あとは村の受け入れ体制といった課題を今後検討していきたいというふうに考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再質問、1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

有機農業に関しましては、村のほうも今後取り込んでいくような必要性を感じているということで御答弁いただきました。

有機農業も現在の観光農業でも一緒なんですけど、まず新規就農者の支援についてちょっと考えてみたいと思います。皆様のほうに、ちょっと資料を配らせていただきました。その資料の3枚目ですね。3枚目なんですけど、新規就農者の就農実態に対する調査結果ということで、全国新規就農相談センター、全国農業会議所の中にある相談センターが2011年の3月に報告書を出しております。これは3回目の調査になるようなんですけど、この調査内容で、これ全部印刷すると大変なことになるんで、皆様には抜粋した資料になっておりますが、ちょっとこれを分析してみますと、先ほど言

いましたように、新規就農者の8割の方が、家族を伴ってというか配偶者と一緒に新規就農していると。これは大変高い比率でありまして、この年代別に見ると、またこれはその資料にはないんですが、別のところにあるんですが、30代の方が一番多いです、新規就農者は。30代ですと、当然、30代の人が多くて配偶者を伴ってというのが80%ということは、ほとんどの方が家族で就農されていると。奥さんと一緒に就農される、またはお子さんも含めて家族で新規就農されているというような内容かと思います。2番目に多い年代が50代です。これが早期定年をされて農業のほうに行かれるというケースが多いということですね、分析しますと。

そういうことなんですが、早期退職されて新規就農される方というのは、意外と資金力もあって、なおかつもう高齢で、余生で農業をやるということで、耕作面積もそんなに多くを必要としないということで、耕作地も確保しやすいというような理由もあるようですが、その30代のところを考えますと、新規就農者の8割の方が家族連れということを考えますと、ちょうど子育て世代にも当たるわけです。

例えば、東白川村に新規就農として、これIターンでもUターンでも、または東白川村で暮らしている方が仕事をかえて農業にかわるということを考えましても、生計を立てていくのに大変な時期に当たるということが見てとれると思います。

そうやって考えますと、農業をやってみたいなあ、田舎へ行って環境のいいところで農業をしながらライフスタイルを過ごしたいなと考えられたときに、なかなか簡単に踏み切れる世代の方ではないかと推測されるわけなんですけど、村としてその世代の方が家族連れ、夫婦でもいいです。Iターン、Uターンで来ていただけるということは、先ほどからも、人口問題については今回の定例会の一般質問では課題になっていますが、非常に大きなことかと思えます。

それで先ほど、現在の新規就農者の支援について、国、県、村の施策ということで産業振興課長から説明をいただきましたが、こういった新規就農者の現在の実態を分析すると、家族で就農されて、なおかつ最初の3年ぐらいですか。がしっかり生活の見通しが立てられるような就農支援策が村独自で立てられれば、これは非常にIターン、Uターンで人を呼び込むための高いポテンシャルになるんじゃないかと思えます。

その辺のところ、また村長と産業振興課長にお聞きしたいんですが、これをしっかり研究して、一体どんな支援策を考えたらそういう人がここで暮らして農業をやって、スタートしやすいかということを考える必要というか、もう施策にしていかなければいけないと僕は思っておるんですが、やるべきかと思えますが、その辺のところお考えをお伺いしたいです。

2点目に、有機農業の話もしましたが、この調査票にありますと有機農業については3割の方が新規就農者と。有機農業及び安全な食、野菜づくりをしたいというふうに答えておるようです。

それで、大規模農業をやりたい新規就農者の方というのは、どうしても平野部のほうに集まりますが、有機農業をやりたい方というのは、有機農業というのは非常に技術的に難しいものがありまして、なかなか広い面積を1人で、夫婦でもやるというのは非常に難しいところです。そうやって考えますと、東白川のように大きな農地面積を確保しにくいような中山間地では、こういう有機農

業を目指す3割の方にターゲットを絞って、Iターン、Uターンで来て就農してもらうような施策も考えるべきではないかと思っております。

それで、先ほど2006年に国のほうで有機農業推進に関する法律ができました。これは超党派の有機農業推進議員連盟171名の国会議員の皆さんによる議員立法です。これの内容なんですが、国と地方公共団体が民間と協力して有機農業を推進する責務を負うとなっています。

次に、その次の年、2007年には国の有機農業推進基本方針が出されました。これもごくっと大きな内容なんですが、国及び自治体は、民間と協力して有機農業推進計画を策定し、推進の体制を整備する、こううたわれております。これは非常に強い言い方、うたい方かと思いますが、有機農業を推進する責務を負うということで、自治体にもその地域の中に有機農業を目指す就農者が出てきたら、しっかりと有機農業推進計画を立てて支援していただくということだと思えます。

この辺は、まだ東白川は取り組んでないところですが、これに取り組むことを提言させていただきますが、有機農業推進計画を立てる、それと先ほどの新規就農者の支援とまた一緒になって新しいIターン、Uターンで新規就農者及び家族などを迎え入れる施策を考えていけると思いますが、その辺のところをちょっとお聞きしたいと、よろしくお願ひします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今の新規就農者の支援でございますが、今課長のほうから申し上げましたのが現在行っているものですが、これが適当なのか不足なのかは別といたしまして、そのほかに新規就農じゃない方への支援、現在村で行っておる豚とかトマトとか、そういうものに対する支援ももちろんありますので、新規就農者の1年、2年、3年くらい、重点的に支援をすれば、その後はそういう方たちと同じように支援をしていかないと、新規就農者だけがずっと支援をし、ここで育った者は薄いというようなことではまずくないかなあと思うわけでありまして、新規就農もちろん大歓迎で、来ていただければ支援をして、資材とか施設とかを整備する場合には、現在までの農家に支援をしておるやり方を適応してまいりたい、こんなふうに思います。

それから今の有機農業につきましては、現在では村がそれを責任持って推進するという事はやっておりますが、そういうことをやっておられる方に対する例えば無農薬の野菜をつくる方たちのグループとか、農薬を減農薬でやっておられるお茶とか飛騨・美濃じまんでやられる五加茶のようなどころとか、いろんな面についてはそのような支援をしまっておりますので、今後とも研究をいたしまして、今の国の施策等をよく検討いたしまして、村でやれることはやってまいりたい、こんなふうに考えますので、またよろしくお願ひをいたします。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

新規就農者の支援につきましては、村長が申しましたようにそういう支援をまぜながら行うとい

うことでございます。

また農業をされるということですが、農業だけではやはり生活していくということもなかなか厳しいかとも思われますので、農閑期の仕事等の面もなるべく支援していけるようなことも必要であるかなというようなことを思っております。

それから、有機農業につきましても先ほど申されましたように、面積、土地利用的な条件が余り関係ないという分野でございますので、こうした山間地の基盤の条件の悪いところでも高い付加価値を持っていける分野だと感じております。

そういった中で、そうした団体、農業者の方が一分野としての一角が占められるような層が厚くなってまいりますれば、今後そういう支援の検討が必要になってくるかと思っております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（安江祐策君）

再々質問、1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

新規就農者支援につきましては、先ほど国の青年就農給付金などは、結構これ非常に手厚いかなと思っております。年間150万円を支給していただけるということは非常に、それも5年間、新規就農されて生活をこれから立てられる方には大きな金額だと思いますが、先ほども言いましたように、家族連れで見えた方にはちょっとこれだけでは、これだけで生活するわけじゃないですが、これプラス農業での収益。今ちょっと話に出ましたが、東白川の場合はどうしても冬場の農業の収益がなくなるものですから、当然その辺も考えていかなければいけないことだとは思いますが、この150万にもう少しプラスすれば、家族連れの方が来ても生活、家庭を築いて居つきやすいというような話も聞いたことがあります。

ちょっと私なりにいろんなところへ視察へ行ったり話を聞きに行ったり調べさせていただいたんですが、まず先ほど有機農業、これは有機農業の青年のところまで話を聞いたんですが、これ有機農業でもそうでなくても余り関係ないような気がするんですが、農業を初めて3年間は持ち出しでした。サラリーマン時代に蓄えたものを、どんどん出ていってしまったけど、4年目から少しずつお客さんができて、持ち出しがなくなった分だけ楽になったという話をさせていただきました。

ほかのところもいろいろ聞いていきますと、大体3年から4年というのが一つの農業を始めて越えなければいけない、そういう厳しいところかなと、僕なりの取材した感覚でちょっと思っております。

そうやって考えますと、そういう方は独身の方が多かったんですが、家族の方はこれもっと当然厳しいわけなんで、その辺の当然お金だけの話ではなくて、売り先を確保していくとか、技術的な指導ですね。収納量を上げるとか、そういうことも含めた支援策といいますか、村独自の。そういうのを考えて、ある意味一つの生計を立てるモデルケースみたいなものを提示させられるぐらいになるといいのではないかなと思います。少なくとも、やれるやれんは別としましても、そういう研

究を村が農業者と一緒にすることは、先ほどから出ました過疎化の対策上で考えても僕は必須ではないかと考えておりますが、最後にもう1点、その辺をお聞きいたします。

それともう1つ、さっきの有機農業の農業振興なんですが、東白川の一つの農業の分野ということで、東白川の中でも個人的に昔からやってみえる方、有機に限りなく農業をやってみえる方、最近では、僕もちょっと話を聞いて応援させていただいていますが、新規就農者を迎えて村に若い人をふやさなあかん、安全な食を届けなあかんという思いで、一つのグループの方が堆肥づくりから研究して有機農業の実験をしようというふうに真剣に話し合いをされながら取り組んでみえますが、こういった動きがこの東白川のキャパから考えたら、個人で取り組む方がまた7人、8人いたら、もう既にこれは立派な芽が芽生えていると考えていいんじゃないかと僕は思います。

先ほども言いましたように、国のほうも有機農業推進法を整備して方針を出して、その中で2006年から5年以内に、県は100%、市町村は50%は有機農業の推進計画をもうつくってくださいよというふうにうたってあるわけですので、有機農業推進基本方針ですね。これもまたちょっと調べていただけるといいかと思いますが、小さくても既にもうそういう動きになってきているので、平成25年度からそういう計画づくりに取り組むべきではないかというふうに私は思いますが、最後その辺のところをお聞かせいただき、質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

ただいまのお話は伺いましたので、国の方策と有機農業についても係のほうでも研究をいたしまして、取り組ませていただきます。

○議長（安江祐策君）

以上で一般質問を終わります。

これで午前の会議を終了します。

午後は1時から再開したいと思います。1時のチャイム終了から再開したいと思います。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは再開いたします。

◎承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第6、承認第1号 専決処分承認を求めることについて、専第1号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した。右、地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成25年3月5日提出、東白川村長。

1. 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第10号）。

1枚めくっていただきまして、専第1号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第10号）。平成24年度東白川村一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,111万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成25年1月28日、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページの事項別明細書の総括の説明を省略させていただきまして、7ページからをもらいいただきたいと思えます。

2. 歳入。

18款1項1目繰越金、補正額99万8,000円、前年度繰越金でございます。

次に8ページの3. 歳出。

1款1項1目議会費、補正額19万8,000円、議会運営費で19万8,000円でございます。ここにつきましては、2月4日から5日の東京への陳情の費用の部分でございます。不足の部分につきまして補正を、専決処分をさせていただきました。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額が80万円、道路橋梁維持事業で80万円で、除雪に係る機械の借上げ料を専決させていただきました。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 平成24年度東白川村一

一般会計補正予算（第10号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号及び議案第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第7、議案第1号 東白川村道の路線廃止について及び日程第8、議案第2号 東白川村道の路線認定についての2件を一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

議案第1号 東白川村道の路線廃止について。道路法第10条第1項の規定に基づき、次のように村道の路線を廃止する。よって、同法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。平成25年3月5日提出、東白川村長。

次のページに参りまして、1. 井並下線、起点、大字五加字井並下2932番地先、終点、大字五加字井並下2944番3地先。2. 魚利屋線、起点、大字五加字加良虫畑2829番地先、終点、大字五加字加良虫畑2813番地先、3. 岩屋敷線、起点、大字五加字長落2990番1地先、終点、大字五加字長落3006番地先、4. 川向1号線、起点、大字神土字船木2904番地先、終点、大字神土字川向2707番2地先、5. 川向4号線、起点、大字神土字船木2900番3地先、終点、大字神土字川向2716番3地先。

次のページに参りまして、議案第2号 東白川村道の路線認定について。道路法第8条第1項の規定に基づき、次のように村道の路線を認定する。よって、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。平成25年3月5日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、1. 下野中線、起点、大字五加字井並下2944番7地先、終点、大字五加字大切2888番1地先、2. 下野中2号線、起点、大字五加字大切2888番3地先、終点、大字五加字門田2917番2地先、3. 高畑線、起点、大字神土字洞垣内244番2地先、終点、大字神土字高畑222番4地先、4. 川向線、起点、大字神土字川向2716番5地先、終点、大字神土字坂ノ上2932番2地先、5. 川向5号線、起点、大字神土字川向2716番5地先、終点、大字神土字川向2704番3地先。

説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。

表紙をめくっていただきますと、下野地内の村道の廃止・認定路線の位置図が載せてあります。

この図面の中で、左側の黄色の路線ですが、魚利屋線は圃場整備により形跡が消滅したため廃止し、その横の認定路線を下野2号線として認定を行います。

中央の青色の線ですが、井並下線は、下野本線を起点として49メートルほどを認定しております。

たが、これを廃止し、同起点から井並下の先を延長し認定路線を経て下野南線に至る路線を下野中線として認定を行います。

右側の紫の路線ですが、岩屋敷線は主要地方道で分断され、一部は道路としての機能を喪失しており、村道として機能していないため廃止とします。

また1枚めくっていただきまして、中通地内の村道の廃止・認定路線の位置図を見ていただきたいと思います。

川向1号線につきましては廃止になりますが、この路線は図面上部の暮石線を起点として下へ下ってまいりまして坂ノ上線を越え、右側へ延びて一番右端を終点とする路線であります。このバッテンで示してあります区間につきましては、川向線の改良により主流交通が川向線に移行し、狭隘区間が支障となって交通量が皆無といった状態であるため、全線について認定を外します。

また、川向4号線も同じ理由により村道認定を外します。

そして、新たに坂ノ上線上の5差路を起点として、暮石線に至る区間を川向線として認定をします。また、同じく同5差路を起点として、廃止した川向1号線の終点までの路線を川向5号線として認定いたします。

それから3枚目ですが、大口地内の位置図でございます。

この高畑線は、昭和63年度に県営畑総事業により開設され、平成22年に終点まで舗装を行っております。またその間に、平成17年度に美濃東部事業により終点から奥に茶園が造成され、その間に農道が開設されております。こうして不特定の交通量が発生したことにより、今回村道に認定をしたいと思っております。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 東白川村道の路線廃止について及び議案第2号 東白川村道の路線認定についての2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 東白川村道の路線廃止について及び議案第2号

東白川村道の路線認定についての2件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第9、議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定同意についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定同意について。東白川村公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の同意を求める。平成25年3月5日、東白川村長。

施設の名称、ふるさとヴィレッジ魚の宿、指定管理者、名称、株式会社ふるさと企画、所在地、東白川村神土426番地1、指定の期間、平成25年4月1日から平成28年3月31日まで。

これは昨年、ふるさとヴィレッジ魚の宿の指定管理者である魚の宿運営委員会から、施設の経営について村に相談があり、話し合いの結果、魚の宿運営委員会は当施設の経営から撤退することになったため、その経営の後継者を公募したところ2社から公募があり、選考の結果、株式会社ふるさと企画が経営を引き継ぐこととなりましたので、新たな指定管理者に対する同意を求めるものでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定同意についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定同意については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第10、議案第4号 美濃加茂市・加茂郡七町村障がい者自立支援認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第4号 美濃加茂市・加茂郡七町村障がい者自立支援認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約について。地方自治法第252条の2第3項の規定により、美濃加茂市・加茂郡7町村障がい者自立支援認定審査会共同設置規約の一部を別紙のとおり改正する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

美濃加茂市・加茂郡七町村障がい者自立支援認定審査会共同設置規約の一部を次のように改正する。

共同設置する市町村、第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

新旧対照表、表紙の次が対照表になっておりますのでお開きいただきたいと思います。

共同設置する市町村は、第1条の中に掲げてございますが、条中、規約改正の趣旨としまして、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年6月27日公布）により、障害者自立支援法の一部改正によって規約の一部を改正するものでございます。

現行の「障害者自立支援法」の題名が、改正の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されたことに伴う規定の改正でございます。

本文へ戻っていただきまして、附則、施行期日、この条例は平成25年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 美濃加茂市・加茂郡七町村障がい者自立支援認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号 美濃加茂市・加茂郡七町村障がい者自立支援認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第11、議案第5号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第5号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというので、済みませんが、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

地方自治法の改正によりまして、職員に支給することができる諸手当に新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当というものを追加するものでございます。この給料の2条のところに、新型インフルエンザ関係、それから災害派遣手当等の23条の8の第3項のところでも新型インフルエンザの緊急事態派遣手当を今回新たに追加するものでございます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第12、議案第6号 東白川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

議案第6号 東白川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正するという事で、また恐れ入りますが、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

ここも地方自治法の改正によりまして、さきの議会においても公聴人等の条例改正を行っていただきましたけれども、本会議においても公聴会の開催、それから参考人の招致をすることができるようになりまして、その出席者の旅費をここで明確化するものでございます。

11条の2のところ、第3号のところですけども、ここは公聴会に参加した方のこと、それから4のところでは参考人の招致の部分でございます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 東白川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号 東白川村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第13、議案第7号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第7号 東白川村税条例の一部を改正する条例について。東白川村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村税条例の一部を改正する条例。

東白川村税条例の一部を次のように改正するというので、第4条第1項中、第2章の次に「（第8条を除く。）」を、第3章の次に「（第14条を除く。）」を加える。

附則、この条例は公布の日から施行するというので、新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

税条例の中に、行政手続条例の適用除外というのがございまして、税につきましては行政手続条例の第2章と第3章は適用しないということになっておりますけれども、この中で上の段で第8条と、それから第14条については除くというふうになるものでございます。8条と14条は適用することになるというものでございます。

行政手続条例ですけれども、条例の目的が書いてありまして、処分、行政指導及び届け出に関する手続に関し共通する事項を定めることによって行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって村民の権利利益の保護に資することを目的とするという目的のものでございまして、その第2章が申請に対する処分、それから第3章が不利益処分ということです。

今までは、この2つの章は全て適用されないというものでしたが、第2章の第8条は理由の提示ということで、申請に対する処分を却下したときはその理由を示さなければならないということになっておりますし、第3章の不利益処分のところにおきましても、第14条は理由の提示をしなければならないということで、税でいいますと差し押さえ等が不利益処分になりますけれども、行政手続条例にのっとる理由を明示して処分の通知をしなければならないというふうに変ったものでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号 東白川村税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第14、議案第8号 東白川村民の歯と口腔の健康づくり条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第8号 東白川村民の歯と口腔の健康づくり条例について。東白川村民の歯と口腔の健康づくり条例を別紙のとおり提出する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村民の歯と口腔の健康づくり条例。

目的、第1条、この条例は、村民の歯と口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、村等の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって村民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

第2条に定義を、第3条に基本理念を定め、第4条から第9条まで、それぞれの役割ということで、第4条に村の役割、第5条に村民の役割、第6条に歯科医療等業務従事者の役割、第7条に事業者の役割、第8条に関係する教育及び福祉関係者の役割、おのおのの各役割を定め、第9条に基本的施策の実施ということで、村は村民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとするということで、第1項から第8項まで推進項目を定めております。

第2号に相互に関係者が連携や協力を配慮することを定めております。

第10条に基本的な計画ということで、第10条、村は、村民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めるものとする。

第11条が委任で、第11条、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定めるとしております。

説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。

地図の次になっておりますが、歯と口腔の健康づくり条例の提案説明ということで、①提案の趣旨は、目的のところの説明しておりますが、この条例は人の健康は食べるものによって維持されていると言っても過言ではありません。その食べ物が最初に通る器官が口腔であり、食べ物をそしゃくするために必要なのが歯です。歯と口腔の健康を守ることはすなわち人の健康を守ることでありと言えます。

この条例は、人の健康にとって必要不可欠な歯と口腔の健康づくりに関して所要な事項を定めて健康づくりを推進しようとするものでございます。

②が今現在行っております現状ということで、1歳6カ月、3歳の虫歯の経験率、下段の成人歯周病疾患検診受診率、妊婦の歯科健診並びに高齢者を対象とした健康相談や健口教室の受診率を載せております。

第3番で基本的な計画ということですが、平成25年度に策定予定の健康増進計画の中に歯と口腔の健康づくりについても含めて、現在、乳幼児期から老人期等を対象に実施中の各種事業内容をさらに充実するとともに、今後は学童期や青年期、あるいは障害者等の課題にも注目して、歯と口腔の健康づくりに取り組む予定でございます。

補足、現在行っている歯科の施策は二重丸でそれぞれ次ページにわたって説明しておりますが、省略とさせていただきます。

なお、この条例関連で、岐阜県では平成22年4月に岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例が制定され、それに基づいて各種施策が進められております。

本条例の制定状況ということで、美濃加茂市、八百津が実施済みでございます。今3月の議会には富加町、白川町が上程を予定しております。坂祝町は6月議会を予定しているという情報を得ております。

この条例の施行は、平成25年4月1日としています。よろしく申し上げます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 東白川村民の歯と口腔の健康づくり条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第8号 東白川村民の歯と口腔の健康づくり条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第15、議案第9号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第9号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正するというので、またこれも新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、さきの議案第4号にもございましたように、国のほうの法律「障害者自立支援法」というのが「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」というふうに変更をされましたので、その部分の介護保障のところを名称改正するところでございます。

あわせて、この「13条」を「12条」という、前の部分がちょっと正規のところになっていませんでしたので改正をさせていただくものでございます。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第9号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第10号から議案第19号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第16、議案第10号 東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第25、議案第19号 東白川村営住宅等の整備基準を定める条例についてまでの10件を地域主権一括法により一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

国保診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第10号 東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

入所対象者、第6条中「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」を「岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」に改める。新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

現行第6条、入所対象者中、厚生省の定める政令に基づく基準により該当し、村長が認めたものと現行は運営しておりますが、地域主権一括法の改正により条例整備が必要になったもので、改正後は、入所対象者は、介護保険法の一部改正に伴い、岐阜県において介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例が平成24年12月16日付岐阜県公報により公布されました。

今回は、県条例への基準委任により所要の改正を行うもので、岐阜県の基準に該当し村長が認めたものとするよう改正するものです。

本文へ戻りまして、施行期日、平成25年4月1日より施行としております。以上です。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

介護保険関係の条例改正制定が3件ありますけれども、先に説明資料で概要の説明をさせていただきたいと思います。

介護保険の地域密着型サービス関係の条例でございますが、地域密着型があるというのは要介護とか要支援の状態になっても、なるべく可能な限り住みなれた地域とか自宅で生活を継続できるようなサービスということで、今までその基準につきましては厚生労働省令で決まっておりましたけれども、村の条例で全て決めるということに変わってきました。

地域主権一括法に伴う介護保険関係条例の整備についてということが書いてありまして、1番の条例制定の背景というのは、今申し上げましたように地域主権一括法によりまして村が条例を設けて業者等の基準などを定めることになったものでございます。

制定する条例ですけれども、指定地域密着型サービスにつきましては東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例ということで新しく設けるものでございます。それから、地域密着型介護予防サービスにつきましては、要支援の方に対するサービスでございます。密着型サービスは要介護の方に対するサービスというふうに分かれておりますけれども、それにつきましても予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例という名称で定めさせていただくものでございます。

次のページをごらんいただきまして、基準の類型ですけれども、国が定めている基準の類型が3つに分かれておりまして、従うべき基準というのがあります。これにつきましては省令で定められている基準をそのまま条例に定めなければいけないというものでございまして、ほぼ当村としましても省令の基準と同じように条例を設けております。一部例外もございますけれども、それについては後ほど説明させていただきます。

それから、標準というのは国の基準を標準の参考として、合理的な範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることができるものでございます。

それから参酌すべき基準というのは、地方自治体が十分参酌した結果としてあれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものというものでございます。

本村の独自の基準は、厚生労働省令と異なる独自の基準というのが2つだけ設けておりまして、次の4番のところでございますが、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室の1室当たりの定員は、4人以下とするということで、国の基準は個室が基準でございますけれども、個室にしますと施設の改修も必要になりますし、1人当たりの負担金も高くなるということで、今までどおり4人のままで条例を定めております。

もう1つは施設の記録の保存期間でございますけれども、全ての地域密着型サービスについて、当該サービスの提供に関する記録の保存期間を、国の基準は2年ですけれども、5年間に延長して

おります。サービスの消滅時効等でございますけれども、それが5年間でありますので、それだけ書類も保存しておいていただくように定めております。

議案第11号から説明させていただきます。

議案第11号 東白川村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例について。東白川村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例を別途のとおり提出する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

こちらは、1枚めくっていただきまして、東白川村指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例で、第2条のところですが、地域密着型サービスの基準は29人以下ということにしております。今までも同じでございますけれども、当村においても29人以下の事業者を指定するというにしております。

施行期日は平成25年4月1日ということでございます。

今現在、指定しているところでございますけれども、村内では「ほのぼの」だけでございます。あと村外ですけれども、白川町の「かわばた荘」と「両神」という2つの施設を指定しております。ちなみに、診療所の老健施設につきましては、29人以下ですけれども、先ほど説明がありましたように県の指定による施設でございます。

次ですが、議案第12号 東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について。東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

めくっていただきまして、東白川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例ということで、目次に書いてありますように、第1章の総則から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、目次がずうっと続いておりまして、第9章の複合型サービスまで細かく基準が定められております。

厚生労働省令とほとんど同じでございますけれども、飛んで申しわけないですが、ページ数が書いてございませんので恐縮ですけれども、152条をごらんいただきたいと思っております。

152条のところですが、指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は次のとおりとするということございまして、1番の居室、イ、1の居室の定員は4人以下とすることというところが、ここが国の基準では1人以下になっておりますが、当村においては4人以下にしております。

それからまた飛んでいただきまして、176条をごらんいただきたいと思っております。五、六枚飛んだところですが、サービスごとにいろいろと同じ規定がありますけれども、例として176条でございます。

176条第2項のところですが、指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供した日から5年間保存しなければならないということで、ここ5年間になっておりまして、ここが国の基準だと2年間ということでございます。

ほかのサービスにも同じように5年間というふうに変えて提出してございます。内容につきまし

では、国の基準と同じということで説明を省略させていただきたいと思います。

これも平成25年4月1日から施行するというように定めております。

次が、議案第13号に行ってくださいと思います。

議案第13号 東白川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について。東白川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように要支援の方々に対するサービスの基準でございまして、こちらにも目次でありますように第1章の総則から第4章の介護予防認知症対応型共同生活介護まで90条にわたって定められているものでございます。

これは入所というのとはございませんので、記録の保存のところですが、終わりのほうの第85条のところですが、第85条の第2項のところ、指定地域介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その提供した日から5年間保存しなければならないということで、国の規定基準の2年間に5年間に延長しています。

施行期日につきましては、平成25年4月1日からということにいたしております。

あとの細部につきましては、厚生省令と同じということで説明を省略させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

議案第14号 東白川村道の構造の技術的基準を定める条例について。東白川村道の構造の技術的基準を定める条例を別紙のとおり提出する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

次のページから東白川村道の構造の技術的基準を定める条例ということで、34条にわたる条例を、条項を制定しております。

これは第1次地域主権一括法によりまして道路法の第30条が改正され、その改正の内容としまして、道路管理者である市町村は政令で定める基準を参酌し、特定項目に係る構造基準を除く市町村道の構造基準を条例で定めなさいということに変更されましたことによる条例化でございます。

内容的には、政令であります道路構造令で規定するものを参酌しておりますけれども、規定する道路は大別すると都市部と地方部の2つになり、さらにそれぞれ高速自動車道路及び自動車専用道路とその他道路というふうに分かれております。各分類によって構造の技術基準が詳細に規定され

ております。

その中で、村道が位置づけられております地方部、その他道路というところの基準をもとに、村の実情に合うように規定し策定したものでございます。

内容につきましては、車線の数とか車道の幅員、路肩の幅員、自転車道、歩道、それから平面計画、横断計画、縦断計画、附帯構造物等につきまして詳細な基準を定めております。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行し、同日以後に新設または改築の工事に着手する村道から適用するというところでございます。

2. この条例の施行の日前に新設または改築の工事に着手した村道の構造の技術的基準については、なお従前の例によるということでございます。

それから続きまして、議案第15号 東白川村高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例について。東白川村高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例を別紙のとおり提出する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

次のページからは条例の内容を記載しております。総則から第3章まで48条の条文でございます。

この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、本格的な高齢化社会の到来を迎えまして、高齢者や障害者の自立と積極的な社会参加を促すために、特定道路と特定公園を対象といたしまして、高齢者、障害者が円滑に安全に利用できるような整備を促進するための措置を条例化しております。

なお、特定道路というのは歩道等、立体横断施設、乗合自動車停留所、自動車駐車場等で、移動等の円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路のことでございます。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するというところでございます。

続きまして、議案第16号 東白川村道に設ける道路標識の寸法を定める条例について。東白川村道に設ける道路標識の寸法を定める条例を別紙のとおり提出する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

次から、東白川村道に設ける道路標識の寸法を定める条例ということで、9条の条文から成る条例を制定しております。

これにつきましても、同じく第1次地域主権一括法により道路法の第45条が改正され、その中で市町村はその管轄する道路に係る道路標識の寸法及び文字の大きさについて、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を参酌して条例で規定しなさいということになっておりますので、今の政令を参酌して条例化したものでございます。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、議案第17号 東白川村準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について。東白川村準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例についてを別紙のとおり提出する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

次のページに参りまして、目次ですが、第1章から第10章まで78条の条文から成っております。

これも第1次地域主権一括法によりまして河川法の第100条が改定され、その中で、市町村は現行の河川管理施設等構造令に規定されている準用河川における河川管理施設等の構造基準は、同条の読みかえ規定に従い政令で定める基準を参酌して市町村の条例で規定するものというふうになってあります。

内容的には、ダム、堤防、床止め、堰、水門・樋門、揚水機等、橋、伏せ越し等を規定するものでございます。なお、準用河川の対象箇所といたしましては、新巢川、下流側が大明神川との合流点であります出合から新巢川のほうへ、上流へ320メートルほど行った区間が準用河川として規定されております。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第18号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例を次のように改正するという事で、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

最初に、第3条の表のところにつきましては、地域主権一括法ではなくて平成25年度予算も少し関連するものでございますけれども、中学校校長住宅を25年度中に解体したいということで、村営住宅から外させていただくものでございます。

次のページをごらんいただきまして、第6条以降は一括法の関係で、入所基準等を今までは国土交通省令で定められていたものを、村の条例で定めるものでございます。

6条につきましては所得基準ですが、第6条の2のイのところ、下の段ですと「その他の令第6条第4項で定める場合」と書いてありまして、政令で決まっておりますけれども、これを具体的に村の条例で所得額等を定めることにしたものでございます。金額につきましては、今までの政令と同じ額で定めてあります。

第7条につきましては入居資格の特例ということで、もう1枚めくっていただきまして、2項のところ、下の段ですと「(老人等にあつては、同条第2号から第5号)」というようなことが決まっておりますけれども、災害被災者の特例で条文の整理をしたものでございます。

第12条は、村営住宅の入居者の親族以外の者を同居させようとするときの基準を定めたものでございまして、こちらにつきましても政令で決まっておりますけれども、その中で条例で同意をできないものの基準を定めております。

例えば、2項の2のところですけども、法第32条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合は同意できないということですけども、これは例えば不正行為で入居した場合とか、家賃滞納を3カ月以上した場合、それから施設を故意に壊した場合等が法律で決められておりまし

て、その場合は村営住宅の入居をお断りするというふうに条例で定めるものでございます。

戻っていただきまして、附則のところですが、施行期日ですが、この条例は平成25年4月1日から施行するというようになっております。

次に、議案第19号 東白川村営住宅等の整備基準を定める条例について。東白川村営住宅等の整備基準を定める条例を別紙のとおり提出する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

めくっていただきまして、東白川村営住宅等の整備基準を定める条例。

第1章、総則、第2章、敷地の基準、第3章、村営住宅の基準ということで、17条まで決まっておりますが、この第2条のところ、第2条第1項は、村営住宅は本村が建設、買い取りまたは借り上げを行い、低額所得者に賃貸し、または転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいうということで、公営住宅法の補助を受けて住宅を建設する場合にこの条例を適用するというところでございます。

柏本の村営住宅、木曾渡住宅につきましては、公営住宅法の補助を受けて整備をしておりますけれども、現在のところは補助を受けて住宅を整備するという計画は今のところはございません。村負担等で整備をすることにしておりますので、直接この条例が適用されるということはありませんけれども、何戸かの住宅をつくる場合については、この条例を参考にして整備をしていくということになると思います。

附則のところでございますけれども、附則で、この条例は公布の日から施行するというようにいたしております。

以上です。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

今、村営住宅の説明をもらったんですけども、国の補助金を利用して建てる場合と村単でやる場合との比較がちょっとわからなかったんですけど、もう一回、村単でやった場合、村はどのようなふうな選択をするか。今のところ何もわかりませんが、村としてはどのような考えのもとに今後推進をされていくかお聞きします。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

公営住宅の補助金を受ける場合は、もともと国土交通省が定めた政令による基準を満たしていないと補助金が採択されなかったわけですが、この政令の基準と同等のものを村の条例でつくらなければならなくなったということで条例化したものでございます。

したがいまして、この基準を満たさない計画でありますと補助金の採択は受けられないということになります。児童遊園をつくるとか駐車場をつくるとかというようなことが決まっておりますけれども、従来もその基準が決まっております、それと同じということでございます。

村がつくるものは、単体といいますか、住宅団地のようなものは村単ではなかなかできないということで、それにつきましては建築基準法であるとか国土法とか農地法とかという法令に適合しておれば建築できるものというふうに考えております。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第19号 東白川村営住宅等の整備基準を定める条例についてまでの10件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第10号 東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第19号 東白川村営住宅等の整備基準を定める条例についてまでの10件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。10分間休憩します。

午後 2 時18分 休憩

午後 2 時30分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは再開します。

◎議案第20号から議案第26号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第26、議案第20号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例についてから日程第32、議案第26号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの7件を補正関

連により一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第20号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例について。東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成25年3月5日提出、東白川村長。

1 枚めくっていただきまして、東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例。

東白川村土地開発基金条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「8,510万円」を「8,520万円」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

土地開発基金の額を10万円追加いたしまして、8,520万円にするというものでございます。

次のページへ行っていただきまして、議案第21号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第11号）。平成24年度東白川村一般会計補正予算（第11号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,738万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,850万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

次のページの（地方債の補正）第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。平成25年3月5日提出、東白川村長。

3 ページの1の歳入歳出予算補正の説明を省略させていただきます、7ページをごらんいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費補正。

9款消防費、1項消防費、事業名が災害対策費で387万4,000円でございます。これは防災行政無線のデジタル設計の委託の業務でございますが、繰り越しをさせていただきますして無線機等の設置台数、必要台数等をよく検討していきたいというものでございます。

次に、8ページの第3表 債務負担行為補正。

変更でエコトピアの第1期住宅の賃貸料、後期分ということで、これは大明神の3件分でございますが、変更前が24年度から32年度というものを35年度までに期間を延長するものと、限度額が3,364万5,000円から4,205万6,000円と増額するものでございます。

次に、9ページの第4表 地方債補正でございます。

一般公共事業につきましては、2,110万円から980万円減額して1,130万円に限度額を落とすものでございます。これにつきましては、急傾斜地の崩壊対策分、それから橋梁の修繕部分でございます。

それから次の災害復旧事業が1,410万円から1,010万円ということで、400万円減でございます。林道の災害復旧事業、それから凍上災の災害復旧事業の部分で減額となるものでございます。

過疎対策事業が1億3,160万円から1億1,120万円、1,940万円ほど減額でございます。それぞれ事業が決定をしてきました。CATVの事業など全部で16本ほどございますが、1,940万円減額するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございませんので省略をさせていただきます。

11ページの事項別明細書の1. 総括を省略させていただきまして、13ページをごらんいただきたいと思っております。

2. 歳入。

2款3項1目地方道路譲与税、補正額が1,000円でございます。

8款1項1目地方特例交付金、補正額が432万2,000円で、子ども手当の交付金と減収補填の交付金の部分でございます。

10款1項1目交通安全対策特別交付金、補正額が25万2,000円でございます。

11款1項11目災害復旧費分担金、補正額が15万1,000円の減額でございます。事業費の確定によるそれぞれの災害復旧の減額、分担金の減でございます。

次のページの2項3目民生費負担金、補正額が5万1,000円の減で、ホームヘルパーの派遣負担金の減でございます。

12款1項8目土木費使用料、補正額70万7,000円、住宅費使用料のそれぞれの決算見込みで70万7,000円の増でございます。

13款1項3目民生費国庫負担金、補正額が145万5,000円の減額でございます。1つは国保基盤安定制度の3万3,000円の減と、その下の障害者自立支援につきましては、上の負担金と下の負担金のそれぞれ歳入科目の修正でございます。

それと、次のページにございます障害者の国庫負担金の前年度の精算金136万2,000円でございます。

児童福祉総務費のところにつきましては、児童手当と子ども手当のそれぞれの変更によります減額でございます。

11目の災害復旧費国庫負担金1,560万4,000円、林道の災害復旧の国庫の負担金と、その下の農地・農業用施設の災害復旧で1,600万円ほどございますが、これにつきましては23年度の災害の台風15号に係る部分でございます。

それから次の2項3目の民生費国庫補助金、補正額が199万円の減額でございます。障害者の自立支援法の改正の円滑化の補助事業、それから次世代育成対策の交付金でございます。

8目の土木費国庫補助金350万2,000円、木造住宅の耐震診断の補助と、社会資本整備交付金の補助率のアップによるものでございます。

3項3目民生費国庫委託金、補正額が15万7,000円、年金事務の委託金でございます。

次のページの14款へ行きまして、1項3目民生費県負担金18万9,000円の補正でございます。国保の基盤安定制度と医療基盤安定制度それぞれの部分と、子ども手当、児童手当の部分でございます。

その下の表の2項3目の民生費県補助金、補正額16万2,000円の減でございます。福祉医療費の助成の補助金の減額と、円滑化事業、基盤安定事業の補助金の増でございます。

4目の衛生費県補助金54万8,000円。これにつきましては、浄化槽の設置基数が減になったため補助金も減となるものでございます。

6目の農林水産業費県補助金48万3,000円の増でございます。農業委員会、それから地産地消、県の振興補助金の秋フェスタの部分、事業費の確定によるものでございます。

7目の商工費県補助金57万円の補正。これも県のそれぞれ振興補助金の確定によるものでございます。

8目土木費県補助金1万1,000円の減。これも国庫と同じように木造住宅の診断補助金でございます。

10目の教育費県補助金4万9,000円の減、放課後子ども教室の補助金の減でございます。

次に17ページへ行きまして、3項の2目総務費県委託金10万1,000円の減でございます。それぞれの統計調査の委託金の額の決定による増減でございます。

15款1項1目財産貸付収入4万3,000円でございます。土地の貸付料でございます。

2目利子及び配当金93万9,000円、財政調整基金から始まりそれぞれの基金利子でございます。

次、18ページへ行っていただいて、16款1項1目一般寄附金3万3,000円で匿名の方からいただいております。

2目の指定寄附金が124万1,000円の補正ということで、ふるさと思いやり基金のほうへ9名の方、それから社会福祉施設のほうへ2名の方、環境整備のほうへ1名の方、それぞれ御寄附をいただいております。

18款1項1目繰越金9,928万7,000円、前年度繰越金でございます。

19ページへ行っていただきまして、19款4項4目の雑入、補正額が641万3,000円で、フォレストスタイルの使用料の減、それから血液検査の減でございます。あとそのほかに、一番下でございますが、市町村の振興協会交付金879万4,000円が増でございます。

20款1項村債でございます。ここには総務債から順々ございますが、それぞれ事業費の確定による村債の減でございます。

次に21ページへ行っていただきまして、3の歳出。

2款1項1目一般管理費197万8,000円の補正でございます。一般管理費への補正でございます。

1つは臨時職員の社会保険料が不足ということで69万6,000円、それから先ほど9名から寄附金を

いただきましたふるさと思いやり基金のほうに118万2,000円を追加するものでございます。

3目の財政管理費1億2,000万5,000円、財政管理費一般の補正でございます。財政調整基金のほうへ積み立てが1億2,000万円、次の財調の積み立てが今度これで8億円になるというものでございます。あとは減債基金のほうへ5,000円。

5目の財産管理費36万3,000円の補正でございます。物件管理費で10万円、土地開発基金の積み立てでございます。総合行政情報システムの運営費に26万3,000円ということで、法改正に伴う委託料の増でございます。

6目の企画費が補正額ゼロですが、美しい村のところの財源補正でございます。

10目の地域情報化事業費1,142万8,000円の減でございます。CATV一般管理費で17万9,000円で、職員の旅費等の減、それから研修の減など事業費の確定によるものでございます。

CATVの番組等制作運営費75万6,000円の減でございます。備品購入のところで、入札による不用額の減額などがございます。CATVの維持管理費につきましても、1,049万3,000円の減でございます。センターモデムの整備事業でこれだけ予算が浮いてきました。それからあと工事費で、電柱の工事、伝送路の布設工事の不足部分を補正するものでございます。

5項1目統計調査費10万5,000円の減額、それぞれの統計調査の委託金確定に伴います補正でございます。

24ページへ移っていただきまして、3款1項1目住民福祉費、補正額29万9,000円の減額。住民福祉のほうでは職員手当、それから国保の繰出金23万3,000円、後期高齢者医療のほうで63万2,000円の減となっております。

2目の福祉医療費、補正額が54万8,000円で、医療費の増加により村負担分の扶助費のほうを補正させていただきます。

25ページの3目の保健福祉費、補正額が4万6,000円でございます。2名の寄附の方のお金をこの基金へ積み立てるものでございます。それから母子福祉事業につきましては3,000円の補正、障害者地域生活支援事業2万4,000円でございますが、ガイドヘルパーの受講がなかったため減額でございます。障害者自立支援事業2,000円の追加でございます。前年度の国庫の精算金返還金などがございます。

4目の老人福祉費18万4,000円の減額、外出支援事業で33万6,000円の増でございますが、外出支援事業の試験的拡大によりまして人件費、賃金の不足と燃料費の不足を補正するものでございます。

次のページの老人福祉費につきましては59万9,000円の減額、事業費の確定によるものでございます。老人ホームの入所措置につきましては、日本ラインの入所者の冬期加算分が不足するというところで、その部分の補正でございます。軽度生活援助につきましては、財源補正となっております。

2項1目児童福祉総務費、補正額122万5,000円の減額、子ども手当・児童手当交付事業の事業費確定による減額でございます。子育て支援事業は財源補正。

2目の認可保育所費、補正額ゼロでございますが、みつば保育園の運営事業で、光熱費が不足するため賃金のほうから予算を組み替えるものでございます。

次の27ページで、みつば保育園の改修につきましては財源補正。

4款1項1目保健衛生総務費170万円の減額、診療所のほうの機械整備の確定によります繰出金の減額でございます。

予防費につきましては、補正額ゼロでございますが、それぞれがん検診等財源補正でございます。母子健康センター費につきましても、補正額ゼロで財源補正でございます。

5項環境対策費、補正額202万1,000円、環境総務費で202万円でございます。職員の超勤と簡水会計のほうへ200万繰り出しということでございますが、中川原公園の水道管支障移転工事に係る繰り出しでございます。それから自然保護事業につきましては、先ほど指定寄附金で1名の方からいただきましたものを消耗品のほうへ充当させていただきます。

6目の廃棄物対策費166万9,000円の減額、一般廃棄物は財源補正、生活排水対策事業につきましては166万9,000円の減でございますが、浄化槽の設置基数が減ったということで、その部分が減でございます。

6款1項1目農業委員会費、補正額3万円、職員の手当の部分でございます。

2目の農業総務費7万円の補正、職員の手当の補正でございます。

3目の農業振興費70万8,000円の減。耕作放棄地につきましては財源補正、農業振興費各種補助金につきましては、イノシシの柵の設置補助金ですね。それから学校給食の地産地消の補助金の補正でございます。秋フェスタにつきましては財源補正、茶業振興対策事業につきましては、組合事業と書いてありますが、東白川製茶組合の生葉の受け入れシステムの更新に係る費用の補助金でございます。2分の1相当の予定でございます。

新規就農支援事業64万8,000円の減、今年度につきましては、新規就農の研修がなかったということで減額するものでございます。農地・水の事業につきましては40万1,000円の減、事業費の確定によるものでございます。

4目の農業構造改善事業費112万9,000円の減額。ここにつきましても事業費の確定による減額でございます。

山村振興事業費86万1,000円、山村振興一般のところ、魚の宿の改修工事でございます。4棟部分でございます。畳とかふすまとか網戸などを改修するものでございます。

6目の畜産業費20万5,000円、畜産振興費でございます。白川町へ支払います獣医師の設置負担金の不足が見込まれますので、その分を補正するものでございます。

7目の農地費218万8,000円の減でございます。事業確定によります委託料と消耗品の減額、それから光熱費と回線の使用料もございしますが、この部分を負担金のところの黒川東白川トンネルの維持管理費の負担金のほうへ組み替えるものでございます。

中川原水辺公園につきましては、公園の草切り、それからトイレの改良工事の事業確定による減額でございます。

2項林業費、1目林業総務費、補正額5,000円、豊かな森づくり基金の積み立て補正でございます。

2目の林業振興費154万1,000円の減額。山林協会への負担金の確定による減と、森林整備地域の活動支援交付金につきまして補助額の決定による補正でございます。

産直住宅につきましては、県の住宅協会への負担金の減と、村内への建設支援補助金、21棟ということになりましたので、その分減額するものでございます。分収造林事業につきましては、第5水源の森のほうの整備委託、それから原材料費、それぞれ不用額を減額するものでございます。ハナノキ公園についても事業費確定によるものでございます。

3目の林道総務費3万円、職員手当の補正でございます。

7款1項1目商工振興費86万6,000円で、商工振興一般のところでは中小企業退職金のほうにつきましては補助金の確定による補正と、それから商工業新規開業支援補助金、2業者の新規開業に係る補助金でございます。

2目の地域づくり推進費250万2,000円。イベント支援は財源補正、イメージアップ事業は事業費確定による減額、フォレストスタイルにつきましても事業費確定によるポイント交換等、柱のプレゼント等の部分を減額するものでございます。

8款1項1目土木総務費、補正額8万5,000円、職員の手当の補正と、耐震住宅の診断の減額でございます。

2目の地籍調査費135万7,000円の減額、補助対象外の事業の事業費確定による減額でございます。

33ページの2項1目の道路橋梁維持費811万7,000円の減額でございます。道路橋梁維持のほうでは、外山下線の用地費が確定しましたので、その減額。社会資本の事業につきましては、事業費確定による減額補正でございます。

3項1目住宅管理費、補正額25万4,000円、平西住宅の修繕料でございます。

次のページの4項1目河川砂防費16万8,000円の減額、河川砂防は財源補正でございます。それから県単急傾斜地事業につきましては、事業費確定による減でございます。

9款1項1目非常備消防費2万4,000円の補正。1月13日に神付地内で起きました火災の出動の手当でございます。

3目の災害対策費、補正額ゼロで財源補正でございます。

次に35ページ、10款1項2目事務局費、補正額が24万5,000円、自宅通学の高校生支援事業でございます。通学高校生の増加により、補助金の増額補正でございます。

2項1目学校管理費、補正額ゼロで、スクールバスの管理費のところでは、燃料費が不足しておりますので賃金から組み替えをするものでございます。

3項1目学校管理費、補正額8万2,000円、中学校管理費の中で、消耗品につきましてはAEDのバッテリー交換でございます。積立金は基金の積み立てでございます。

4項1目社会教育総務費、補正額4万9,000円の減、放課後子ども教室推進事業の報償費の減でございます。

5項2目体育施設管理費、補正額ゼロで、これも財源補正でございます。

11款1項2目林業用施設災害復旧費237万7,000円の減額、事業費確定による減額でございます。

ここの公共林道とありますのは高畑林道が該当するかと思います。

2項1目道路橋梁災害復旧費359万1,000円の減額、神土角領線の欠の淵地内の工事でございますが、事業費確定による減額でございます。その下の凍上災につきましても、事業費確定による減額でございます。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第22号 平成24年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。平成24年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ733万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,699万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年3月5日提出、東白川村長。

次の第1表 歳入歳出予算補正から5ページの事項別明細書の総括のところまでは、朗読を省略させていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入。

3款1項2目特定健康診査等負担金、補正額6万6,000円増、特定健診の負担金の増加でございます。

3款2項1目財政調整交付金、補正額11万2,000円、特別調整交付金の増でございます。

5款1項1目前期高齢者交付金、補正額742万9,000円の減、65歳から74歳の人に係る前期高齢者の交付金の減額でございます。

6款2項2目特定健康診査等負担金6万6,000円、特定健診の県負担金の増額でございます。

7款1項2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額34万1,000円の減、退職被保険者等に係る共同安定化事業の交付金の減でございます。

8款1項1目利子及び配当金、補正額4万1,000円、基金利子の確定見込みによるものでございます。

9款1項1目一般会計繰入金23万2,000円の増、保険基盤安定制度分が32万1,000円の減、財政安定化支援事業分が55万3,000円の増ということになっております。

9ページですが、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額10万円、職員手当の増によるものです。

7款1項4目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額750万7,000円の減、決算見込みの確定による減でございます。

8款1項1目特定健康診査等事業費、これにつきましては補正額はゼロですが、財源補正でございます。

9款1項1目基金積立金、補正額4万円の減、基金利息の減の見込みによって積立額も減額するものでございます。

10款2項1目直診施設繰出金、補正額11万2,000円。診療所への繰出金ですけれども、歳入の特別調整交付金の増額がそのまま診療所の繰出金の増となるものでございます。

国保会計は以上でございます。

次が、議案第23号 平成24年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）。平成24年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,200万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年3月5日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正のところから6ページの事項別明細書の総括のところまでは朗読を省略させていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額9万円の増、介護給付費負担金の増によるものです。

5款1項1目介護給付費負担金、補正額9万円の減、こちらは県の負担金の減額によるものでございます。

7款1項1目繰越金、補正額5,000円、前年度繰越金です。

3. 歳出。

歳出も大体決算見込みが出ましたので、医療費の組み替えがほとんどになっております。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、補正額200万円の増です。居宅介護の給付費は増額見込みでございます。

2目施設介護サービス給付費、補正額240万円の減、こちらは減額見込みでございます。

4目居宅介護住宅改修費、補正額20万円の減、こちらも減額見込みでございます。

2款3項1目高額介護サービス費、補正額20万円の減でございます。

9ページへ行っていただきまして、2款4項1目高額医療合算介護サービス費、補正額20万円、増額見込みでございます。

2款5項1目特定入所者介護サービス費、補正額60万円、こちらも入所者介護サービス費は増額見込みでございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額5,000円、基金利息の増の見込みで積立金も5,000円の増を予定しております。

介護保険特別会計は以上でございます。

次が、議案第24号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第6号）。平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ346万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,586万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年3月5日提出、東白川村長。

次の第1表 歳入歳出予算補正から6ページの事項別明細書の総括までの朗読は省略させていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額200万円、一般会計からの繰入金でございます。

3款1項1目繰越金、補正額26万8,000円、前年度繰越金でございます。

4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円の減、水道基金利子の確定によるものです。

5款1項1目分担金、補正額120万円、加入者分担金の増によるものです。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額125万円、職員手当の増が5万円と、それから簡水基金の積立金、加入者分担金の分120万円の積み立てをするものでございます。

3款1項1目施設維持管理費、補正額221万7,000円、施設維持管理費で施設の漏水修繕料が21万7,000円、それから中川原公園支障水道管移設工事200万円となっておりますが、現在、駐車場の拡張工事を行っておりますけれども、道路からトイレのところへ直接水道管が来ておりまして、擁壁の支障になるということで、擁壁のないところまで迂回させて移転を行うものでございます。

以上です。

○議長(安江祐策君)

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長(安江 宏君)

議案第25号 平成24年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第4号)。平成24年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ815万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,216万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年3月5日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正から5ページの事項別明細書、1の総括の朗読を省略し、7ページの2. 歳入から御説明を申し上げます。

1款1項3目外来収益、補正額564万円、外来収益現年度分の追加でございます。

5款1項1目、補正額170万円の減、一般会計繰入金の減ということで、過疎事業の確定による減でございます。

5款3項1目、補正額11万2,000円、国保事業勘定からの繰入金ということで、特別調整交付金

でございます。

6款1項1目繰越金、補正額389万7,000円、前年度繰越金でございます。

7款1項1目雑入、補正額1万4,000円、特定検診血液検査手数料の収入でございます。

8款1項1目指定寄附金、補正額30万円、診療所施設整備指定寄附金ということで、3名の方からいただいたものの収入でございます。

9款1項1目医業費補助金、補正額10万5,000円の減、医療施設等設備整備補助金、エックス線の照射装置の導入整備に係る事業費が確定したことによる事業費の減に伴うものでございます。

9ページ、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額27万1,000円、診療所一般管理費のうち、通信運搬費、電話料・回線使用料等、不足額の補正をするものでございます。これにつきましては、固定電話、IP電話、携帯電話等の年間所要額と医事コンピューター整備に伴います専用回線の引き込み等、当初予定していなかった部分で、できなかった部分で補正が必要になったもので27万1,000円を追加するものでございます。

2款1項1目医業費、補正額758万7,000円、医薬材料費、薬品等でございますが、10月以降の医薬品の使用料が増加しておりまして、年間見込みで940万円ほど追加が必要になりましたので、今回補正をするものでございます。委託料で医事コンピューターのシステム保守料、それから医業用機器の保守料、これにつきましては事業費の確定によるもので、所要額の補正が110万9,000円の減でございます。使用料及び賃借料につきましては、医業用機器リースの不足額の追加ということで2万4,000円を追加するものでございます。備品購入費につきましては、エックス線の照射装置、それから事務用備品の事業費の確定による減と、老健の施設用備品ということで、転倒防止用のセンサー付きのベッドを整備するものでございますが、14万7,000円を追加するものでございます。

3款1項1目基金積立金、補正額30万円、診療所施設整備指定寄附金を利用しまして積み立てを行うものでございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第26号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,386万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年3月5日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正から5ページの事項別明細書の総括のところまでの朗読は省略させていただきます。

7ページの2. 歳入。

4款1項1目一般会計繰入金、補正額28万円減です。一般会計繰入金で事務費分が1万2,000円の減、保険基盤安定分28万9,000円の減、保健事業費分が2万1,000円の増でございます。

それから次のページですが、3.歳出。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額28万円の減、後期高齢者医療広域連合への負担金の減額でございます。保険料等の負担金が26万7,000円、事務費負担金が1万3,000円の減でございます。以上です。

○議長（安江祐策君）

以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

一般会計の32ページになんですが、ここに商工費のうち説明の部分であります商工業新規開業支援補助金についてですが、これはせんだって議会に対して一旦説明があった折に、あのときは条例にするか規則にするかというところまでは言及しなかったと思いますが、一定の規則に基づいて支出するんなら、ひょっとしたらという意見だったと思いますが、その一定の規則という説明自体ないまま、今この補助金の申請されましたんで、その部分についてちょっと質問したいと思います。

○議長（安江祐策君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

この補助金につきましては、先般、内規規則を制定いたしまして、今回補正の要件として出させていただいております。

この規則の内容につきましては、農業ですと新規就農の支援ということがありますが、商業のほうに関しましても新規に開業する方につきましては、そこの店舗に関しまして新築もしくは改築する部分の経費につきまして、その経費に対して2分の1、また上限100万円について支援をするというものでございます。

今回、施行といたしましては24年の4月から施行するというので、対象者は2件、今のところ考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

ちょっと同時の質問になりますが、まず1点ですが、施行日が1年前の規則をつくるなんていうことはあり得ないことなんで、その規則自身ちょっと問題があるかと思っておりますので、その1点はち

よっと別の質問に後しますが、問題はこの会議の折に行われた意見の一つとしては、既存の商店との間の格差について、一方的な格差が広がらないようにという趣旨のもとでの平等性を求める規則の制定だったと思いますし、先ほどちょっと一般質問の中で触れてられました農業支援と商業支援の大きな違いについて、僕の意見が入ってしまいますが、ちょっとお聞きいただきたいんですが、農業の場合は村内の農業者同士がライバルになるということがまず一つ割と少ないということと、新規農業者は必ず弱い立場でスタートするということが前提になっているがゆえに支援をするということがもとになっていると思います。

そして、今回の商業支援なんですが、商業支援の難しさというのは村内に競合他社がいる場合の競争に対する不平等さが行われる可能性があるということと、それから今回ですと、実は大きな市ですと、大店舗法によって逆に逆ざやの形で規制をかける可能性があるようなものに対して、大きい方の商業者に対して一定の補助を行うという場合に、この新規開業という補助金が設定されるということは非常に農業とは別の意味で危険性を帯びていると思いますし、前回の協議の折に出ていた意見は、既存の商店をどう同じ仕組みで救うかというルールだったはずですが、この新規開業というルールでは既存の商店はどんどん置き去りになって、新規就業者だけが有利になっていく方向になると思いますので、今、口頭での説明の上でまずその点が1カ所気に入りませんですし、再度ちょっと確認しますが、施行日がさかのぼるということはおかしいと思いますが、その点について質問どころか、ちょっと大問題だと思うので、よろしくをお願いします。

○議長（安江祐策君）

参事 安江弘企君。

○参事（安江弘企君）

今の施行日ですけれども、これは要項ですので、村長の決裁をもって定めることができます。25年の3月1日施行ということで、適用につきましては24年の4月1日ということにさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（安江祐策君）

2番、もう一度、もう一方の質問を再度。

○2番（桂川一喜君）

済みません。じゃあ施行日につきましては、そういうことが可能ということで了承いたしました。

そうしましたら、先ほどの協議の中で、もともと平等性の中に新規開業者の平等性を追求していただければ支出していいというような協議内容ではなかったと思うのですが、今の説明だと新規開業者についての平等性ということをまず推進されたと思いますが、もう一度再度質問を加えますが、農業者の場合は農業者をふやすことが大前提の施策なので、なるべく多くの農業者をふやすためにどんどん新規開業者に有利に取り計らうということで、今回、これは商業者をふやすことが目的という意味においては、農業者と同じような扱いになっていることに関してはすごく矛盾があると思うので、ちょっともう一度行政側の姿勢と、それからあのときの話し合いの意味は、既存の商店に

対する機会を失わせないというたしか会議の趣旨だったはずなので、大きくずれているものと思いますので、返答次第によってはこの補助金自体どういうものかということ、ちょっと疑わしいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

この問題は、これはマツオカの出店に際してのものでございますが、既存の業者が、商店がふえることによって損害をこうむるというような御意見に伺えますが、商業施設がふえることは、ほかの商業者が損をすると、こういうことにイコールではないと私は思っております。

本村にそのような商業者ができまして、そこへ買い物に行くと、そうすると既存の場所へ来ておった人が皆そっちに向かうということではなくて、東白川村へ人が入ってくる、こういうふうにぜひ考えていただきたいと思ひますし、これは買い物難民の問題もございまして、できれば今までのところへ全員が行っていただければそれでよかったです、なかなかそういうわけにもいかず、既存の業者にはこういうところへひとつ皆さんで出店していただけんかというお伺いを随分と立ててお願いしてきたものでございますが、そういうこともできなくて新しい業者に半ばお願いをしたような形で来ていただいた、こういうことですので、村としては規制をするというようなことは考えておりませんでしたし、新しく来ていただいた方にできるだけひとつ頑張ってもらって、たくさんの人を呼び寄せていただきたいと、こういう希望のもとにこの補助金を出したわけございまして、これについては出す前に皆様方にもひとつ承諾をいただきたいということで説明を申し上げ、規則をつくってやったことございまして。

この規則は今回だけではありませんので、この次また新しいいろんな施設、商業の施設ができましたら適用になるわけでございますので、どうか御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例についてから議案第26号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの7件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例についてから議案第26号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの7件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第33、議案第27号 権利放棄についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第27号 権利放棄について。東白川村が有する次の権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号に基づき議決を求める。平成25年3月5日提出、東白川村長。

次のページをごらんいただきたいと思います。

1列目ですが、水道使用料、平成11年度から平成17年度、6万3,000円、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

1つ飛びまして、CATV使用料、平成18年度から平成19年度、4万1,800円。CATVネット加入金、平成18年度、1万円。CATVネットの使用料、平成18年度、3万3,600円。この4件につきましては合計で14万8,400円ですけれども、債務者が死亡しておりまして、相続人は存在するわけでございますけれども、回収が困難であるということで債権の放棄をお認めいただきたいというものでございます。

それから2列目ですが、CATV使用料、平成23年度、1,660円、〇〇〇〇、〇〇〇〇。これにつきましては破産をいたしまして、破産手続が終了して村にも配当等がございました。CATV使用料についてもかなりの部分が交付されてまいりましたけれども、1,660円が残って、これは回収の見込みがないということで放棄させていただきたいというものでございます。

最後のほうの2列ですが、CATV加入金、平成18年度、10万円、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

次が、CATV使用料、平成18年度、2,200円。こちらは〇〇〇〇にこの〇〇〇〇さんという方が転入してみえまして、平成18年の6月から平成19年1月まで村内に居住してみえました。CATVの加入をして使用料も払っていただいておりますけれども、平成18年12月分が未納ですし、加入金も未納のままで、〇〇〇〇のほうに転出されましたけれども、その後、調査しても行き先がわからないために回収ができないということで、こちらについても債権の放棄をお認めいただきたいというものでございます。

合計いたしまして、金額で25万2,260円ということになります。以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号 権利放棄についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第27号 権利放棄については、原案のとおり承認されました。

○議長（安江祐策君）

ここで暫時休憩とします。10分間休憩します。

午後 3 時34分 休憩

午後 3 時44分 再開

○議長（安江祐策君）

それでは会議を開きます。

◎議案第28号から議案第39号までについて（提案説明）

○議長（安江祐策君）

日程第34、議案第28号 東白川村議会の議員の平成25年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから日程第45、議案第39号 平成25年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの12件を新年度予算関連により一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

それでは、平成25年度の新年度予算の説明をいたします。

まず初めに、村長説明から行います。

本日ここに、平成25年東白川村議会第1回定例会に平成25年度予算案及び関連する諸議案を提出し、議員の皆様にご審議をお願いするに当たり、村政運営に当たっての所信の一端を述べ、議会を通じて村民の皆様にご理解とご協力をお願いする次第でございます。

第1章 国の予算編成動向

平成25年度政府予算案は、東日本大震災からの復興の加速と老朽化した社会インフラ対策の実施による国土強靱化の推進や、24年度補正予算と25年度予算を合わせて15カ月予算による切れ目のない経済対策の実行などを打ち出しています。

一般会計の総額は、前年度比2.5%増の92兆6,115億円で、前年度を上回っております。政策的経費である一般歳出は、53兆9,773億円で前年度比4.2%の増。そのうち公共事業関係費は同15.6%増の5兆2,853億円となっています。一方、社会保障関係費は同10.4%増の29兆1,224億円で、一般歳出に占める割合は54%となっています。

また、過去2番目の規模となる24年度補正予算の総額は13兆1,000億円となっており、大半が繰り越され、25年度予算と一体的に運用されることとなります。

地方財政計画では、地方が安定的な財政運営を行うための財源である地方税、地方譲与税、地方交付税等の地方一般財源総額は0.2%増の59兆7,526億円で、中期財政フレームに基づき24年度と同水準を確保したとされていますが、村にとって最も重要な財源である地方交付税は、一般会計からの支出額（入り口ベース）で同1.2%減の16兆3,927億円と3年連続の減額となっており、昨年同様、前年度からの繰越金等を加算した地方交付税の総額は出口ベースで17兆624億円となりましたが、国家公務員と同様の給与削減を前提として算出されており、昨年度より3,921億円減額となっています。

第2章 岐阜県の動向

岐阜県においては、深刻な財政難にあることは周知のところでございますが、岐阜県行財政改革アクションプランでは、財源不足が多額かつ継続的に生じると見込まれている状況を恒常的な財源不足と位置づけ、その改善に向けた取り組みを着実にいった結果、県の財政状況は改善の方向に向かっているとされています。

平成25年以降の財政運営については、当面の政策課題に対応するとともに、必要な歳出抑制を継続するメリ張りのきいた財政運営を行うことで各年度の予算編成を行うことのできる状態になりつつあり、構造的な財源不足は解消できるとされております。

一般会計の予算規模については、12年ぶりのプラス編成となり、前年度より38億5,000万円増の7,462億9,000万円（前年度比0.5%増）となっております。

第3章 本村の予算編成の基本方針

平成25年度の予算編成に当たっては、次の基本方針に基づいてでき得る限り積極的な予算編成に取り組まれました。

1. 第4次総合計画後期基本計画期間の目標に掲げた人口減少に歯どめをかけることを実現するための積極的な予算編成を目指す。
2. 環境や景観の保護活動を通じた里山の保全といった地域資源を生かした取り組みに力を注ぎ、日本で最も美しい村連合の加盟を契機とし、持続可能な美しい東白川村を残していくように努める。全体を通して規律ある財政運営を行うこととし、安易に前年度予算を踏襲することなく、費用対

効果の観点から内容を精査するとともに、新規事業においてはプロジェクトチームの提言をもとに全体的な視野に立っての事業見直し等を行い、財源を確保した上で取り組むこととしました。

第4章 予算関連議案の概要

本議会に提出します平成25年度予算関連議案件数及び各会計別予算規模は、次のとおりであります。

第1 提出議案件数

予算関係7件、条例関係5件、合計12件。

第2 一般会計予算額

一般会計予算額は、前年度と比べ1億800円増の20億7,000万円（前年度比5.5%増）となり、内容の充実した予算を編成しました。

第3 特別会計予算額

国民健康保険特別会計3億5,890万円、介護保険特別会計2億5,460万円、簡易水道特別会計2億4,620万円、下水道特別会計2,200万円、国保診療所特別会計2億8,450万円、後期高齢者医療特別会計3,540万円、以上、特別会計予算総額は、前年度と比べ1億510万円増の12億160万円（前年度比9.6%増）となりました。

第4 各会計予算額の合計

一般会計並びに特別会計の予算総額は、前年度と比べ2億1,310万円増の32億7,160万円（前年度比7%増）となりました。

第5章 予算の概要

第1 一般会計

歳入では、村税は特定扶養控除の廃止に伴い、村民税の増額が見込めることから前年度比1.5%増の1億9,000万円を計上しております。地方交付税は、地方財政計画で減額が見込まれていますが、定住自立圏分を含めて前年度より500万円増の9億1,500万円といたしました。国庫支出金は、橋梁長寿命化と道路修繕の補助金である社会資本整備総合交付金、児童手当交付金、障害者自立支援給付費負担金等を計上しておりますが、村道災害復旧負担金等の減額で前年度より1,335万円減の9,125万円を計上しております。県支出金は、県単急傾斜地崩壊対策事業補助金、中山間地域等直接支払交付補助金等を計上しておりますが、地籍調査費負担金の増額等で前年度より2,730万円増の1億3,655万円を見込んでおります。

村債は、公債費負担適正化計画の範囲内で有利な過疎対策債を主に活用してまいりますが、ソフト事業では、高校生通学等支援事業や農地流動化奨励金、高齢者等外出支援事業等に3,530万円を、簡易水道施設、診療所、CATV施設での機器の更新や橋梁の修繕工事など、ハード事業の財源として9,090万円を計上し、これらに臨時財政対策債7,000万円を加えた総額は前年度より3,700万円減の1億9,620万円となっております。

また、繰越金を24年度の財政運営の状況及び国保会計への法定外繰り出し等を踏まえ、前年度より1億3,300万円増の3億7,668万円を計上し、収支のバランスをとりました。

歳出では、第4次総合計画の後期基本計画に掲げた定住人口対策と住みよい東白川村を実現するための予算と位置づけて編成しました。

住みよさの観点から、高校生家庭の支援として通学費助成を拡充し、さらに下宿、寮生徒に係る生活費助成や、医療費の無料化の対象を18歳まで拡大することにいたしました。また、村営住宅2棟の建設や、日本で最も美しい村関連事業としまして中川原水辺公園を起点とした遊歩道を開設し、森林と白川を満喫できる憩いの場所を整備します。

産業振興対策では、新たな取り組みとして地域おこし協力隊を活用し、村内産品販売促進事業を実施します。また、耕作放棄地対策事業の拡充や茶業関係機械への整備助成、フォレストスタイル事業の推進など積極的に進めてまいります。

安全・安心の村づくりの観点から、防災等の関連で河川監視装置設置事業、国県道用地先行取得事業、県単急傾斜地崩壊対策事業、橋梁修繕工事等を実施し、福祉医療関連で地域福祉計画や健康増進計画を策定し今後5年間の目標を定めるほか、インフルエンザ予防接種の高齢者負担の軽減措置や子宮頸がん等のワクチン無料接種の継続、診療所の胃カメラ装置等の更新などを実施してまいります。

教育と子育て支援の観点では、保育園のプールの更新を実施するほか、小・中学校の教師用パソコン更新等を実施し教育環境の整備も進めてまいります。

環境対策では、河川の草刈りなどを計画的に進める事業や地域での環境整備作業への助成を継続して実施し、河川清掃や危険木除去事業とあわせて美しい東白川村づくりに努めてまいります。

歳出の性質別では、全体の多くを占める人件費において一般行政職1名の新規採用や共済費負担率の増額などの結果、給料、手当、共済費等は前年度に比べて増額となっております。なお、特別職と議員の期末手当のカットを継続しております。賃金は、新たに村おこし協力隊を臨時職員として雇用する予定であり増加しております。

報償費は、出産祝い金や有害鳥獣対策費等を計上しておりますが、フォレストスタイル事業の建築件数増を見込み増額しております。

委託料は、GIS公図管理システム構築や地籍調査委託料、標準宅地鑑定委託費等を計上しておりますが、防災無線デジタル化設計委託やハザードマップ作成などの防災対策費等が減額となり、前年度に比べて115万円減の1億5,420万円を計上しております。

工事請負費は、定住促進住宅建設工事や村道路面修繕工事、県単排水路修繕工事、林道橋梁修繕工事、中川原公園駐車場整備工事等を実施する予定であり、前年度に比べて1,780万円増の1億4,018万円となっております。

備品購入費は、霊柩車の更新、戸籍副本システムの導入、保育園組み立て式プールの更新等を計画しておりますが、CATV機器センターモデムの更新等が終了して前年度に比べ548万円少ない4,301万円を計上しております。

負担金、補助金は、新たに高校生支援を拡充しておりますが、美濃東部区域農用地整備事業負担金やモデル茶園整備補助金の皆減などで504万円減の3億56万円となっております。

扶助費は、障害者自立支援事業、児童手当、老人ホーム入所者措置費等を計上しておりますが、障害支援サービス給付費が県から事業者への直接交付となったことなどで、408万円減の1億3,520万円を計上しております。

村債の償還元金や利子は、小学校大規模改修の元金償還が始まり前年度より348万円ほど増額しております。

繰出金は、国民健康保険特別会計への法定外繰り出し及び簡易水道特別会計の施設整備費等が増額となり、7,114万円増の3億4,130万円を繰り出すことにしております。

第2 特別会計

特別会計では、継続して6つの特別会計を運営してまいります。

国民健康保険特別会計は、基金が枯渇し給付費支払いに支障が生じる恐れがあるため、法定外繰り入れを行います。

介護保険特別会計は居宅介護サービス給付費を増額しておりますが、後期高齢者医療特別会計とも健全な運営を目指してまいります。

簡易水道特別会計は、計画的に施設の営繕や設備の更新を行う予定であります。

国保診療所特別会計は、老朽化した医療機器等の計画的な更新を図り、診療所改革委員会の答申に沿って経営の改善を目的とした調査研究に取り組み、一層村民の医療と介護のニーズに応えるよう努めてまいります。

第6章 一般会計の体系別概要説明

本章の説明は、総合計画における基本計画の体系に沿って説明いたします。

第1 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

1. 中山間地域等直接支払推進事業等の継続推進。第3期対策の中山間地域等直接支払推進事業や25年度が2年目となる農地・水保全管理支払交付金事業、森林整備地域活動支援交付金事業などを継続して実施し、当村の大切な資産である農地と森林を守る事業を推進してまいります。

2. 農林業振興策。農地流動化奨励金制度は申請面積が拡大しており、耕作放棄地対策事業として有効であると判断しており、10アール当たりの補助金を1万5,000円に増額して実施してまいります。また、凍霜被害や販売価格の低迷で苦況にある茶業振興については、防霜施設整備に対し重点支援期間として補助率を3分の2に上げて助成しておりますが、25年度が最終となっております。また、新世紀工房の乗用茶刈り機整備に助成し、茶生産の効率化を図ってまいります。

被害が拡大している有害鳥獣対策では、捕獲柵購入補助金を継続するとともに、イノシシの捕獲頭数を100頭予定しております。県制度のあすなろ農業塾の参加者を対象に、トマトの新規就農にも支援してまいります。

林業振興では、年間を通じて林道、作業道管理を行う事業を継続して実施するとともに、前述の森林整備地域活動支援交付金事業を継続し、森林の付加価値を高める努力を継続してまいりたいと考えております。このほか広域林道開設促進や、清流の国ぎふ森林・環境税事業にも力を注いでまいります。

3. 地籍調査事業。県行財政改革アクションプランの終了に伴い、県補助金が増額される予定となったので、上親田及び黒淵地区を中心に、前年度より事業量をふやし進捗率の向上を図ります。

4. 商工業振興策。中小企業退職金共済制度への加入促進に継続支援を行うとともに、商工業設備資金利子補給制度を継続実施する予定です。また、商工会への支援を行うとともに、商品券発行事業を継続して支援してまいります。

第2 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

1. 県単土地改良修繕事業。県単かんがい排水事業に取り組み、近年の豪雨による侵食が激しい神付地区の排水路の修繕工事を実施します。

2. 急傾斜地崩壊対策事業。県事業で診療所裏の急傾斜地対策を、県単補助事業で上小林の急傾斜地対策事業を継続推進してまいります。

3. 危険木除去事業。家屋や道路に被害が出ると思われる松枯れなどによる危険木の除去を積極的に推進します。

4. 防災対策事業。台風、ゲリラ豪雨などによる河川の氾濫を監視するライブカメラを設置し、村民の皆様の安全確保に努めます。

また、消防団については団員の確保に努めるとともに、消防施設の充実を図り、団の活動を支援してまいります。

5. 道路橋梁維持事業。社会資本整備総合交付金事業を活用し、25年度は岩倉橋の修繕工事、南北橋調査委託と村道の維持修繕工事を計画しております。

6. 地域活性化策。フォレストスタイル事業は、年々契約件数を伸ばし、実績が徐々に出てきていると思います。引き続き、主要産業である木造建築関連産業の振興を図ってまいります。また、新たな事業として、地域おこし協力隊を募集し、村の担い手として地域力の維持・強化を図ることとし、村内製品の販売や空き家対策など地域の活性化対策を実行してまいります。

7. 人口対策推進事業。定住促進条例で定めたI・Uターン者の定住促進のための助成制度を拡充し、人口対策の促進を図ります。

8. 太陽光発電システム設置補助金制度の拡充。自然環境に優しい太陽光発電設備の設置をさらに奨励するため、助成内容を拡充して補助金を交付してまいります。

9. 定住自立圏構想の推進。美濃加茂市と締結した定住自立圏の形成に関する協定に基づき、より快適で幸せな暮らしの実現のため、さまざまな政策分野において連携し、民間の意欲と発想を積極的に引き出し圏域全体の活性化につなげます。

10. 地域情報化対策事業。情報通信基盤機器は事業開始から9年目を迎え、一部の機器が耐用年数を過ぎてきております。情報通信基盤管理運営協議会の答申を受けて、25年度はネットワーク機器及びサーバー機器の更新を計画しております。

第3 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

1. 高齢者等外出支援事業。お年寄りの外出時の交通安全対策のほか、地域間交流での生きがいづくりや診療所、中核病院、透析治療への通院支援、さらに外出自体に御苦労されておられる方へ

の買い物支援を実施し、外出支援車両を有効に活用してまいります。

2. 予防接種事業。インフルエンザの集団感染を防ぐために、1歳児から中学生までと生活保護世帯等にワクチン接種費用の全額助成を継続実施するほか、25年度から、高齢者の負担に配慮し、管内市町と同額負担に軽減措置を実施します。また、子宮頸がんワクチンやヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン等の無料接種を継続実施してまいります。

3. 福祉生活支援事業。継続して、高齢者世帯を中心とした低所得世帯の村内消費の一助となる政策として、つちのこ商品券配布事業を実施します。前年度開始した在宅で常時おむつを使用している家庭や乳幼児がいる子育て中の家庭に、可燃ごみ袋無料配布を引き続き実施してまいります。

4. 高齢者対策、障害者対策事業。25年度は、住みなれた土地で誰もが安心して暮らせるよう、地域福祉計画を策定するほか、社会福祉協議会では地域福祉行動計画を策定して、今後5年間の目標を定め指針づくりに努めてまいります。また、従来からの老人クラブの運営助成や、国・県の制度にのっとり障害福祉施策を総合的に推進するよう努め、管内市町や関係機関と連携を図りながら各種支援策を実施してまいります。

5. みつば保育園の運営。25年度は保育園の組み立て式プールの更新を行い、園児の保育環境を整備してまいります。

第4 こころの「ゆたかさ」のあるむらづくり

1. 高校生の支援事業。高校生通学支援事業として、白川町と協力して通学バスを運行するとともに、人口対策と地域の活性化を目的として、自宅から通学する高校生に交通費の助成を拡大してまいります。さらに、下宿や寮で生活をしている家庭の支援や、村内に住所を有する高校生等の医療費を無料化するよう福祉医療費事業を拡充いたします。

また、福祉医療費では、科目名称を「乳幼児等医療費」から「子ども医療費」に改め、わかりやすい制度の運用に努めます。

2. 小・中学校運営。小・中学校とも大規模な改築や修繕は終了しましたが、引き続き校舎等の維持管理や教育備品の整備を計画的に実施し、児童及び生徒が安全にして伸び伸びと活動できる環境整備に努めます。

3. 公民館講座事業。生涯学習のきっかけづくりとして、芸術鑑賞等への機会提供を目的としたお出かけ公民館講座や、文化協会との共同開催による講座を実施します。

4. はなのき会館ホール事業。25年度は隔年で実施しているイベントの開催年であり、三井住友海上文化財団の協力を得て「地域住民のためのコンサート」を計画しております。

第5 健全な行財政運営に向けて

1. 定員管理の適正化。25年度は職員を1名採用しますが、常に業務改善を行いながら、適正な定員管理を行ってまいります。

2. 経費の節減合理化。経常経費につきましては、燃料費の高騰など厳しさが予想されますので、徹底した節約を行い、経費増を防いでまいります。

3. 税及び使用料等の徴収率の改善。村税や国保税、水道使用料等の徴収率の改善のためには、

納税者の納税意識の高揚を図るとともに、地方税法等に基づいた厳しい措置を取らざるを得ない状況にあります。前年度に引き続いて、中濃県税事務所と協力して、県・市町村徴税吏員併任制度を実施し、共同で滞納整理を行います。

また、時効の管理、債権等の差し押さえ、土地開発基金の活用による山林等の不動産の換価方策の整備などの対策を引き続き実施してまいります。

4. 村有財産の管理。村有林の下刈り、除間伐作業を実施し、適正な村有林管理に努めます。また、村外者の所有する譲渡希望山林の村有林化も順次実施してまいります。

5. 第5次総合計画策定。総合計画は全ての計画の基本となる最上位計画であり、村の目指す将来像と将来の目標を明らかにする重要な計画です。次期計画となる第5次総合計画は、平成27年度から8年間の計画期間で策定を予定しており、25年度は策定の準備として村民意向調査や集落座談会、活性化講演会などに取り組みます。

第7章 特別会計の予算概要説明

第1 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計は、加入者764人（前年度756人）を想定し、予算編成しております。主たる財源であります保険税は6,833万円で、税率を据え置きましたが前年度と比べ6.8%増となりました。しかし、基金や繰越金が大幅に減少し、国民健康保険運営に支障が出るのが予想されるため、一般会計から3,000万円の法定外繰り入れを行い、財政安定を図ります。

予算額は、被保険者数の減少に伴う一般被保険者療養給付費等の減により、前年度と比べ5.1%減の3億5,890万円となっています。

国保会計の運営課題は、加入者一人一人の健康増進です。これからも国保診療所と連携し、今まで以上の予防、健康指導を通して早期発見・早期治療に取り組むこととします。特に、生活習慣病予防を目的とする特定健康診査の受診率向上に努めます。

また、保険税等の未納が年々増加していますので、保険税は相互扶助であることを十分説明し、理解していただき、村税とあわせて収納率の向上に努力するとともに、地方税法で認められた強制執行なども実施いたします。

第2 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、第1号被保険者1,034人を想定し、予算編成をいたしました。基準となる月額保険料は、第4期事業計画期間の料率を据え置き、第5期の平成24年度から平成26年度まで同額で計画しております。

国の方針は在宅介護にシフトしていますが、本村においては介護する側の高齢化がますます進みますので、在宅での介護力の低下が心配されます。介護保険制度の健全運営と利用者へのサービスを安定的に供給することが行政の責務と認識し、努力を重ねてまいります。

予算額は2億5,460万円で、前年度と比べ8.6%増となっています。

第3 簡易水道特別会計

簡易水道は平成4年度に事業着手し、現在の給水件数974件で、全村に給水しております。また、

施設の一部が老朽化しているため、新規事業として4年計画で国庫補助を受けて大明神水系の機器更新を計画しております。25年度はおよそ9,000万円で、大明神浄水場の計装盤等施設機器の更新を行います。また、その他の施設についても更新の時期になっているため、少しでも長く使用できるように適切な維持管理及び改修工事を進め、安全で清浄な水道水の供給に努めてまいります。

予算額は2億4,620万円で、建設事業費及び施設維持管理費等の増により前年度と比べ66.6%増となっています。

第4 下水道特別会計

下水道施設として4施設の小規模集合排水処理施設の管理を行っており、受益戸数は、宮代地区19戸、平西地区35戸、平東地区24戸、平中地区21戸、合計99戸で、各組合の御尽力により安定した運営をしていますが、今後とも組合との連携を一層強化し、生活排水の処理に万全を期してまいります。

予算額は2,200万円で、前年度と比べ0.5%増となっております。

第5 国保診療所特別会計

診療所は、地域の医療センターとしての責任と村民の皆様からの期待を認識し、村民の疾病治療、健康管理に職員一丸となって努力してまいります。

診療所への機能転換を図って6年目となります。医師確保の課題も続きますが、診療所事業改革委員会の答申に沿って、住民の期待に応えるよう経営の方向性など専門機関に調査研究を依頼し、診療所の将来のあり方を含め研究を進めてまいります。

医業費では医薬材料費が前年度途中から増額しており、25年度は当初から予算を確保しました。

医療機器等の整備では、引き続き総合計画・実施計画に沿って、順次必要なものから更新等により整備を図ってまいります。25年度は、胃カメラ装置の更新や健診機材の整備のほか、施設内のカーテンやブラインドの更新を行います。

予算額は2億8,450万円で、前年度と比べ1.5%増となっております。

第6 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満で一定の障害がある方643人を想定し、保険料の徴収及び申請書等の受け付け事務等に係る経費を計上いたしました。

予算額は3,540万円で、前年度と比べ4.4%増となっています。

第8章 むすび

以上のとおり、平成25年度における村政の運営と主たる事業並びに予算の大要を御説明申し上げましたが、予算に関連します各種条例改正も上程していますので、慎重審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

昨年12月に行われた衆議院議員総選挙での政権交代を経て発足した内閣による予算編成が、年明けから本格化しましたが、例年と比べるとスケジュールがおくれており、年度内の成立は間に合わないと言われています。その間は暫定予算で対応するとされていますが、各省庁が所管する交付金などの見直しを行うとされており、今後の動向を注視してまいらなければならないと考えております。

25年度の予算総額は32億7,160万円となり、3年連続で30億の大台を超えました。一般会計も6年連続の増加となる予算となっております。これで万全とは到底まいりませんが、今後も財政調整基金の積み立てや公債費の管理を行い、適正な財政運営に努めながら地域の経済や村民の皆様の生活が少しでも向上するよう、職員とともに知恵と汗を出して東白川村を運営してまいる所存でございますので、村民の皆様、議員の皆様、格段の御指導と御協力をお願い申し上げ、平成25年度予算の説明といたします。平成25年3月5日、東白川村長。

○議長（安江祐策君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、明日3月6日の本会議は午前9時30分から開会しますのでお願いします。

本日は、これで延会とします。

午後4時29分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

